

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜地域振興部（南部東部除く）、観光局、水道局、教育委員会＞

開催日時 令和2年3月17日（火） 10:03～16:21

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

小泉 米造 委員長

田尻 匠 副委員長

小村 尚己 委員

樋口 清士 委員

川口 延良 委員

亀甲 義明 委員

中川 崇 委員

池田 慎久 委員

西川 均 委員

阪口 保 委員

岩田 国夫 委員

山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村田 副知事

末光 総務部長

山下 地域振興部長

折原 観光局長兼県土マネジメント部理事（地域交通担当）

青山 水道局長

吉田 教育長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○小泉委員長 ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議において、写真、テレビ撮影による取材の申し入れがありました。委員会等

に関する申し合わせ事項で、記者席以外の場所からの写真、テレビ撮影については、事前に承認を得ることになっておりますので、お諮りいたします。

委員会の審議に支障のないように行っていただくことで、許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することといたします。

それでは日程に従い、地域振興部、観光局、水道局、教育委員会の審査を行います。

なお、理事者において、柳原地域振興部次長が欠席されており、かわりに河井地域振興部企画管理室主幹が出席されていますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いします。また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いいたします。

それでは、ご発言願います。

○阪口委員 本日は、4点質問します。

1点目は、ムジークフェストなら2020についてです。

過去8回開催されていると思いますが、どういった状況にあるのか、中間的な総括をお聞きしたい。

また、このイベントが開催できればと思うのですが、5月16日からなので、非常に難しい現状もあると思います。そのあたりのお考えもお聞きします。

○中野文化振興課長 1点目については、これまで平成24年度に第1回を開催して以来、今年度の開催で8回目となりました。もともと平城遷都1300年祭の後継の集客事業の検討を求められていた中で、本件事業がスタートしたと理解しております。季節的に集客が非常に少ない時期に実施してきましたが、昨年度は、5月から6月にかけての23日間実施し、非常にたくさんの集客を実現できました。今や奈良県の文化施策の中心の一つとして実施していると理解しています。

もう1点ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が心配されている中、次回の実施についてどう考えているかという質問です。

次年度は、5月16日から6月7日まで、昨年と同様に23日間の開催を予定しています。現状としては、開催に向けて諸準備を鋭意進めているところです。しかしながら、来場者の健康上の安全確保は、最優先の事項と認識しております。今後の新型コロナウイルス

ス感染症の国内、県内の感染拡大の状況や、これに対する国の動向等によっては、担当課としては非常に残念だとは思いますが、音楽祭を中止せざるを得ないことも念頭に置いているところです。

そのような中、開催できることとなった場合には、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に、準備が不十分であったことで来場者の満足度が下がるようなことがあってはならないとも考えています。現状は万全の準備を進めるべきであることを留意点の一つと考えています。他方、中止しなくてはいけなくなった場合は、準備にかけた費用が、結果的には効果を発揮することなく使われてしまうことになる点にも留意しています。ただ、準備にかけた労力は、ノウハウとして今後引き継ぎ、蓄積されるとも考えています。

留意点のうち、2点目の費用に関しては、無駄となる費用が最小限にとどまるように、これまでに蓄積されたノウハウを発揮して、受託事業者や出演者との間での調整を進めていきたいと考えており、受託事業者や出演者に過度な負担を負わせることのないように、意思疎通をしっかりと図り、調整を進めようと考えています。

いずれにしても、阪口委員ご指摘の懸念を念頭に置き、例年どおり開催できる情勢に落ちつくことを祈念しながら、県民の皆様の期待に応えられるよう、ムジークフェストなら2020の開催準備に万全を尽くしていきたいと考えております。

○阪口委員 イベントが順調にいけばよいという意図での質問でした。

2点目は、政治意識調査についての質問です。

私は、政治意識調査の結果を公表すべきではないと発言しております。憲法では投票の秘密を侵してはいけないとなっており、また、憲法第19条にあるように思想及び良心の自由を侵してはならないと主張してきました。

公職選挙法第226条第2項に、簡単に言いますと、公務員が選挙人に対し、その投票をしようとし、または、投票した被選挙人の氏名・政党の表示を求めたときは6カ月以下の禁錮、または30万円以下の罰金に処するとあるわけですが、公職選挙法第226条第2項について、どう考えているのかをお聞きします。

○堀辺市町村振興課長 阪口委員は以前から、今年度を実施した政治意識調査が、投票の秘密や思想、良心の自由を侵害する内容であると懸念されていたと思います。今回の調査は無記名で実施しており、また、返信用封筒にも返信者の氏名の記入を求めておらず、さらに、調査票や返信用封筒への番号づけなど、個人を特定するようなことは一切していません。このように、誰が回答したのかわからないよう配慮していること、また、調査票の

最初に「答えたくない場合は何も記載せず次の質問にお進みください。」とあり、回答は任意であることを明記しているの、決して強制したものではないこと、加えて、回答いただいた個人が特定されないように、年齢や地域等の属性についても個人情報に十分配慮して分析が行われていると聞いており、投票の秘密や思想及び良心の自由等の基本的人権を侵害することはないと考えております。

公表については、調査結果を有用に広く活用するという観点から、公表の仕方を慎重に検討した上で公表していきたいと考えております。

次に、公職選挙法の具体的な考え方について質問がありました。

公職選挙法第226条第2項の保護法益は、憲法第15条第4項に呼応して、選挙人の投票の秘密を保障することを目的としたものであると考えております。ここで保障される投票の秘密は、誰が誰に投票したかを他人に知られないことですので、誰が誰に投票したかが判明する形で問う場合に、この規定で禁止されている「表示を求めたとき」に当たると考えております。

したがって、今回の調査が無記名で実施されていること、返信用封筒にも返信者の氏名の記入を求めておらず、また、調査票や調査封筒への番号づけなど行っていないなど、個人を特定するようなことは一切していない、回答した者が誰か全くわからない形で実施したものですので、この規定が禁止している「表示を求めたとき」には当たらないと考えております。

○阪口委員 反論はあるわけですが、本日、質問したのは総括審査で質問したいからですので、この案件に関しては知事に質問します。

次は、高田高等学校の随意契約のことです。

私は最近、県は昔に戻ってきたと思います。12年ほど前に、測量の談合について訴訟をしたことがあります。当時の県は談合ばかりしていて、職員が次から次に捕まっていたという経緯があるわけです。高田高等学校については、平成29年度に仮設トイレの撤去工事と設備設置をしています。予定価格が250万円を超えると随意契約はできないのです。250万円以内に抑えるために2つに分割して発注しており、同じ工事を平成30年度にも行っています。調べてみると、1,405万円の工事を6つに分割発注しています。これは大きな問題だと思うのですが、奈良県契約規則には、工事または製造の請負に関する随意契約は250万円以下とするという規定があるので、それを超えると学校で随意契約できないから250万円以下に抑えて分割発注したと思っているわけですが、それ

についてご回答いただきたいと思います。

○中西学校支援課長 今年度に実施された監査において、高田高等学校の工事に係る6件の契約について、密接に関連し、一体的発注が妥当と考えられる工事を複数件に分割し、随意契約によって行っている案件があったとの指摘を受けました。2件は平成29年度の契約、4件は平成30年度の契約で、いずれも仮設トイレの設置工事に係る契約です。高田高等学校では平成29年度、平成30年度に耐震補強工事を行っていたので、工事対象となる校舎内のトイレが一部使用できなくなるため、代替の仮設トイレの設置が必要となったもので、トイレの建屋を建築する工事と、便器・配管等を設置する工事について、それぞれ分けて契約を行ったというものです。

具体的には、平成29年度に、生徒用の仮設トイレを設置するために、建屋の設置工事契約を1件、便器・配管等の設置工事契約を1件、それぞれ見積もり合わせによって業者を選定して契約を締結しています。また、平成30年度においては、教員用トイレと生徒用トイレを設置するために、建屋の建築工事契約を2件、便器・配管等の設置工事をそれぞれ2件、見積もり合わせによって業者を選定して契約を締結しています。工事を分けた理由は、仮設トイレの建屋建築を建築工事、便器・配管等の設置工事を設備工事と判断し、工事の種類が異なるため個別に発注したものでした。ご指摘のとおり、奈良県契約規則第16条第1項では、随意契約を行うことができる工事の予定価格を250万円以下と定めております。これに基づき、見積もり合わせによる随意契約を行ったものです。

しかしながら、トイレの建屋の建築と便器・配管等の設置工事については、種別としては分けることができるものの、監査での指摘のとおり、これらは密接に関連し、一体的な発注が妥当と考えられる工事と捉えるべきであり、不適切な事案であったと考えています。学校支援課としても、学校との調整・相談を密にし、事前に状況を把握した上で、学校で分割発注するのではなく、学校支援課による一体的な発注を行うべき事案であり、反省すべきことと考えています。

○阪口委員 端的に言うと、随意契約の規定に違反しているということですね。

○中西学校支援課長 随意契約の規定の、少額随契250万円以下の場合の規定に基づいて契約しており、分割は不適切であったと考えています。

○阪口委員 随意契約の分割発注は間違っていたということですね。

○中西学校支援課長 不適切であったと考えています。

○阪口委員 「不適切でした、済みません。」では済まないとは私は思っているので、この

後のことについては、こちらでも考えていきます。

次は、奈良県ビジターズビューローのことです。

まず、質問する前にですが、ならの観光力向上課と観光プロモーション課に来ていただいたのは、5回や6回では済まないと思うのですけれども、調査に対して非常に非協力的であったと感じます。私は、奈良県ビジターズビューローが補助金について不正会計をしている、それについて県が容認している、もしくは協力しているという認識を持っています。かつて長野県では補助金不正受給事件で、補助金交付申請を容認した県職員は処分されています。現在は奈良県ビジターズビューローだけを問題にしていますが、県職員のかかりについても、今後、調べて追及していく可能性もありますので、それを念頭に置いて答弁していただきたいと思います。

まず、令和2年度予算案で、奈良県外国人観光客交流館運営事業として、1億8,900万円が計上されています。毎年、委託業務契約を締結しており、今までは株式会社JTBと株式会社アベストコーポレーションだったと思いますが、3年間の契約が終わって、令和2年2月3日に公告し、委託業者を公募しています。今回は1億6,600万円かと思いますが、予算との差額の理由と、公募型プロポーザルは結果が出ていると思いますので、状況をお聞きしたいと思います。

○桐田ならの観光力向上課長 「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要、令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」に記載されている1億8,900万円と、プロポーザルの1億6,600万円余りとの違いですが、まず、予算案の概要の奈良県外国人観光客交流館運営事業というのは、大きく分けて3つの事業があります。1つ目は、運営管理として、観光案内、宿泊、日本文化体験等の運営委託に要する費用です。2つ目は、維持管理として、建築基準法等に基づく法定点検費、エレベーターの保守点検等に係る費用です。3つ目は、外国人観光客交流館は福祉避難所として指定されていますが、災害時に避難所が開設されたときの費用として計上しています。その合計が1億8,900万円となっています。

プロポーザルの状況ですが、既に選定が終わっており、現在、共同企業体が受託者として選定されている状況です。今後の契約に向けて協議を進めているところです。

○阪口委員 それでは、どこが応募したのか、お聞きしたいと思います。

○桐田ならの観光力向上課長 現在、選定結果については、県のホームページに記載していますが、2社の応募がありました。選定したのは、現在、受託されている共同企業体で

す。

○**阪口委員** 公募して選定されたのは株式会社JTBと株式会社アベストコーポレーションということを言われていると思うのですが、もう1社はどこなのかお聞きしているわけです。

○**桐田ならの観光力向上課長** もう1社の事業者名については、この場での答えは控えさせていただきますと思います。

○**阪口委員** 先ほども言ったように、そういうところが非協力的です。かつて、私が大立山まつりの関係で、どこが応募したのか尋ねたことがありましたが、選定された事業者と、選定されなかった事業者の企画書をもらっています。

本件について、企画書は出せないわけですか。

○**桐田ならの観光力向上課長** 当然、行政文書は公開すべきものと考えています。一方で、情報公開条例第7条第3号により、法人等に関する情報については、一定程度、情報開示ができないとなっています。例えば、競争上の地位として、公正な競争関係における地位や、その他正当な利益として、それぞれの法人が有する販売上のノウハウといったものは不開示になります。

今回の企画書の全てを情報公開の対象にしないと申し上げたつもりはありません。あくまでも、条例に抵触するものに関しては不開示となると考えています。

○**阪口委員** もう少しはっきり言うと、開示請求をすれば出せるということですか、今は出せないということですか。

○**桐田ならの観光力向上課長** 先ほど申し上げましたが、条例上、開示することができないと示されている項目以外については、当然ですが開示させていただきます。

○**阪口委員** 聞き取りにくかったので確認ですが、開示請求をしてくれということですね。

○**桐田ならの観光力向上課長** 情報公開制度の関係で説明しております。あくまでも不開示に該当する部分が、企画書の中には相当数含まれていると考えていますので、情報公開請求をしていただきたいと思います。

○**阪口委員** 以前もらったものには、不開示の箇所は何か所もなかったです。もし不開示であれば不服申し立てして、それが認められなかったら、観光局長などへの不開示訴訟につながっていくと思います。言った以上は訴訟をします。

もう一つは、観光局のプロポーザル要綱は、ほかの部局とは違って、ざるで、大した内容ではないと思います。担当課として、この要綱について何か考えがあればお聞きしたい

と思います。

○桐田ならの観光力向上課長 質問の趣旨がよく分かっていないのですが、私どもは、当然ですけれども、内容を精査した上で、仕様書を整備して公告していると考えています。

○阪口委員 それでは、次の案件に移ります。観光プロモーション課についてです。

このことについては、本会議でも質問し、知事からも答弁をいただきました。知事の答弁以外のところで、まず質問しておきたいのですが、奈良県ビジターズビューローは、今まで短期借財として、5,000万円ほど借りたことがあると思いますけれども、今般、また2億6,000万円ほどの短期借財を行うと伺っているわけですが、そのことについて、お聞きしたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 阪口委員がおっしゃった案件については、私どもは承知しておりません。

○阪口委員 きのもも葛本観光プロモーション課長が来られて、どういう質問をするのか尋ねられたので、こういうことも質問すると言っているわけです。2億6,000万円というのは非常に大きな額で、県は、奈良県ビジターズビューローに1億6,000万円、74%出資しているわけです。そこで2億6,000万円を借りるとなると、大きな問題になってくると思うのですけれども、わからないというのは、少しおかしいのではないかと思います。

○小泉委員長 葛本観光プロモーション課長、答弁できますか。

○葛本観光プロモーション課長 いいえ、現時点では把握しておりません。

○小泉委員長 阪口委員、把握していないということです。

○阪口委員 きのもも、この話をすると申し上げているわけです。奈良県ビジターズビューローを所管する課は一体どこなのですか。

○葛本観光プロモーション課長 観光プロモーション課です。

○阪口委員 そうであれば、観光プロモーション課が、大きなことについては把握すべきであり、全然答えないということでは、予算審査特別委員会としても検討できないわけです。私たちの調査について、非協力的であると、最初に申し上げているわけです。聞くつもりはあるわけですか。当然、このことについては担当課を責めても仕方がないので、総括審査で質問するために質問しているわけです。聞く予定はあるわけですか。

○小泉委員長 答弁は求めますか。

○阪口委員 まだ違う質問があるので、2億6,000万円の件は、もうそれで結構です。

知事が答弁の中で、知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進事業については、県、市町村、民間団体で構成する実行委員会方式に見直すと言われました。今までは、県は1,800万円の負担金を支出していたわけですが、実行委員会になれば、今回の奈良県デジタルビューローの骨格予算に、この1,800万円の負担金は入らないのかどうか、お聞きしたい。

○葛本観光プロモーション課長 1,800万円の知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進事業の予算については、奈良県デジタルビューローではなく、実行委員会に入ると考えております。

○阪口委員 それから、この1,800万円について、どれぐらい執行されているのか。実際は、1,800万円だけではなく、市町村の負担金、民間の負担金もあって、合計3,600万円になるのです。まず、3,600万円です。正しいかどうか、確認しておきます。

○葛本観光プロモーション課長 阪口委員お述べのとおりです。

○阪口委員 この3,600万円については、具体的にどのように使われているのか、また、どれぐらい支払われたのか、お聞きしたい。

○葛本観光プロモーション課長 まず大きなところでは、「なら温故知新」という奈良県をPRする冊子をつくっております。そのほか、首都圏での観光キャンペーンの経費や、インバウンド関連の経費に使われています。

○阪口委員 3,600万円について、金額でお答えいただきたい。また、執行状況は何%なのか、抽象的な表現では困るので、数字に基づいてお答えいただきたい。

○葛本観光プロモーション課長 今、手元に資料がありませんので、改めて報告させていただきます。

○阪口委員 全然予算の答弁ができないわけですね。きのう来られたときに、このことについても少し質問するということは言っているわけです。

角度を変えて、奈良県デジタルビューローは、文化庁と観光庁の補助事業をしていますが、補助金を目当てにやっているけれども、パンフレット等を配布していないという報道もあります。きちんと仕事をしないと、国の補助事業であれば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触するわけです。そうすると、仕事をして、一部補助金の返還や補助金が支払われないといったことが発生するわけですが、補助金適正化法等はご存じなのかどうかお聞きしたい。

○葛本観光プロモーション課長 十分熟知しているわけではありません。

○**阪口委員** これは、先ほどの短期借財と絡んでくるわけですが、県が出資していて、そして仕事をきちんとしなかったら、国の会計検査院が入ってきます。補助金適正化法に抵触すると、補助金が入ってこなくなり、資金的に行き詰まるという結果になるということです。

それから、奈良県ビジターズビューローは、資本金の2分の1以上を県が出資しています。その場合、不正にかかわるようなことをすれば、入札談合等関与行為防止法の対象団体となりますが、それについてはご存じか、お聞きしたいと思います。

○**葛本観光プロモーション課長** 存じておりません。

○**阪口委員** この部分については、総括審査で質問いたします。

○**中川委員** 数点質問があり、観光局以外の質問もあるのですが、先に、観光局に質問したいと思います。

私からも奈良県ビジターズビューローに関連して、順次、質問したいと思っております。

私も、この問題については、12月議会で初めて取り上げた後も追っているわけですが、正直言って、私も怒っているのです。なぜ怒っているのかといいますと、奈良県ビジターズビューローには多額の税金が投入されているわけです。報告書も県議会に毎年提出されており、また、県にも提出されているという中で、県議会もなめられたものだと、そういった観点で怒っているのです。

私は、県庁側も被害者に近いのではないかという印象を今のところ持っています。調べによると、昨年3月までの前事務局長の時代は、割と所管の観光プロモーション課に対しても情報提供があったわけです。組織の変更があると、「このように変わりました。」と、情報共有がなされていたのですが、昨年4月に新しい事務局長にかわってからは、ぱたっとなくなってしまったということで、そういった経緯も存じているわけです。そのことについては、「もっと情報をとりに行きなさい。」など、いろいろな指摘はできるわけですが、相対的に、奈良県ビジターズビューローのほうの悪が強かったと思っております。

パワハラ、違法運営、不正会計などについては、監査結果が3月26日の理事会に出るのではないかと考えておりますので、きょうは、それ以外のことについて、県庁サイドに確認的な質問をしたいと考えています。

県から奈良県ビジターズビューローへの補助金、負担金が出ており、それに対して、奈良県ビジターズビューローから県に報告書が出ています。大きく2点の観点から質問したいと思っておりますが、まず、観光プロモーション課に対して簡単に確認したいと思います。

1点目は、人件費の補助金が存在することについてです。奈良県から出向している職員、事務局長も含めて3名の人件費については、県が直接給料を支払っていると思いますけれども、県からの出向者以外の職員である、専務理事を含めて18名の人件費については、補助金として県の予算から支払われているという認識で正しいでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 専務理事を含め18名については、中川委員お述べのとおりです。

○中川委員 専務理事は折に触れて、「うちは民間だから多少緩くても、何をやっても許される。」と、そういったニュアンスで言っているのですが、専務理事の給料は県から出ていることが、公の場で確認できました。

具体的な人数については18名と確認できたので、その総額ですが、すでに報告が上がっている平成30年度について確認したいと思います。専務理事の人件費は、給与手当664万2,000円及び福利厚生費105万328円で、合計769万2,328円が県の予算で支払われているのではないかと思いますけれども、その他の17名含めて、18名で合計8,498万2,165円が補助金として県の予算から支払われているという認識で正しいでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 中川委員お述べのとおりです。

○中川委員 そのように、人件費という名目で、多額の補助金が県の予算から堂々と支払われていることがわかりました。

次に、各種の報告書が奈良県デジタルズビューローから上がってくるとは思いますけれども、この人件費の補助金について調べていくと、少しおかしい点がありました。平成31年3月31日付で県に提出された平成30年度一般財団法人奈良県デジタルズビューロー事業費補助金実績報告書（人件費分）について、誰に幾ら支払ったかという表があるのですけれども、年度途中で退職した者の名前を挙げて、あたかも年間を通じて在籍していたかのように記載している部分があると思います。こういった手口で奈良県デジタルズビューローが、県から金銭を得ていることは、私が指摘するまで把握していませんでしたか。

書類申請する段階で、ことしは誰々にいくら払うという計画表があり、それに基づいて支払った結果として、実績報告書が年度末に提出されるわけです。1人分だけ例に挙げると、Aさんについては、平成30年4月1日付で県に申請した書類では、年間を通じて、給与手当及び福利厚生費の合計である369万円を支払う計画になっていました。しかし、その後、Aさんは6月に退職されたので、実質、4月から6月までの3カ月しか在籍して

いなかったこととなります。当然ながら執行された金額は、当初の年度予算に比べて少なくなるはずだと思うのですが、報告書を見ると、何とAさんの名前で、増額して509万6,220円を支払ったことになっているわけです。このように、人件費の補助金の報告書を見ても不審な記載が多々あるということは、私も確認しております。そこまでつぶさに見て、初めて私もわかったのですけれども、人件費についてもいじってるのではないかと。そういった不審な点があることについて、把握していたのでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 人件費については、精算時の書類をもってチェックしておりますので、今、おっしゃったことについては把握しておりませんでした。

○中川委員 書類だけ渡されて、この職員は本当に1年間在籍していたのかどうかといったことがわかるのかというと、私もわからなかったと思います。普通、わざわざ追及して調べることはないと思いますので、通常の業務フローからいけば、わからないのも仕方ないと私は思っております。今回、奈良県ビジターズビューローの問題があつて、細かく調べていくと、そのような不審な点が多々あることもわかってきたということです。

次の質問ですが、人件費だけではなく、事業の補助金に関する書類についても、「日常的に、ずさんな運営がなされていることが読み取れるのではないかと、事務執行が適切に行われていないのではないかと」と、不審に思ったことは、これまでなかったのでしょうか。

具体的に例を申し上げますと、例えば、平成31年1月15日付で県に提出された事業費補助金変更承認申請書というものがあります。開示請求によって出てきたのですが、添付されている変更理由を見ると、もっともらしく書いてあるのですが、なかなかその理由がひどいという感想を持っています。ホームページをつくり直したいので、その費用のために補助金を転用したいということですが、その根拠が、「平成27年度から約4年間にわたってホームページを十分に更新していませんでした。お客さんにとって最低限必要な書類もダウンロードできない状況にあつて、問い合わせの都度、メールなどで対応していて、イベント主催者からもクレームをいただいていると。そういったことが、今、起こっているので、これを機会にホームページを更新、きちんと作り直したい。」ということで、決心するのは偉いと思うのですが、その理由づけがひどいと思ったわけです。

このような報告書や、申請書類が提出されていると思うのですが、本当にきちんと仕事をしているのか、不審に思ったことはなかったのでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 中川委員お述べのホームページの件については、申請書のダウンロード等に不備があつたことなど、お客様にご迷惑をおかけしているという事情

があったということで、その時点では、特におかしくはないと判断したと聞いております。

○中川委員 次に、先ほど阪口委員からも指摘がありました、知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進事業についてです。

県は毎年1,800万円を負担しているのですが、目的どおりのキャンペーンをやっているのかどうか、きちんとチェックがなされていないといけないと考えています。しかし、このキャンペーンは、いろいろと物議を醸しています。毎年、奈良県下の全39市町村もお金を出していて、さらに民間企業もお金を出しています。そのような中で、12月議会でも指摘したのですが、使途が明瞭ではないといった趣旨で、毎年、数百万円を負担している民間企業の部長が奈良県ビクターズビューローに乗り込んできて、「どうなっているのだ。」と、専務理事に対して大変怒って追及されたということ、私は専務理事から聞きました。専務理事は私に対して、「その部長と話をして、納得してお帰りいただいた。」と言っていたのですが、確認すると、その会社は、全く納得していないということでしたので、専務理事が虚偽の説明、言いわけをしていたということもわかっております。

具体的な状況ですが、成果物として、JR東海と一緒に作成している「なら温故知新」という冊子があるのですけれども、それをつくって配布すること以外に何をしているのかわからないという状況なのです。いろいろ作文はしているのですけれども、きちんと確認ができるのはそれしかなく、そのため組合や、いろいろな方も怒っているという状況があります。

当然、県にも報告書が上がっているわけです。例えば、平成31年3月31日付で県に提出された実績報告書ですが、数枚程度の作文と言ったら少し印象操作のようではけれども、作文と実績、これだけお金使ったという収支決算書の表が一応あるのですが、こういったものを確認して不審に思わなかったのでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 特に思いませんでした。

○中川委員 なかなかわかりにくいこともあったとは思いますが。

不審な記載については、報告書だけではなく、決算書についても、そうではないのかと考えています。県と県議会に提出された事業報告書についても細かく見ていくと、今から思えば不審な点があったと思っています。

平成30年度の事業報告書が我々に対しても提出されており、決算の資料があるのですが、その中に猿沢インの旅行カウンターサービス業務という記載があるわけです。ここまでちゃんと見ている議員もなかなかいないと思いますし、私も当初は、ちゃんと見ていま

せんでした。その資料に表があるのですが、細かく見ていくと、おかしいところがありました。収入面では、予算600万円に対して、決算600万3,000円、支出面では、予算600万円に対して、決算27万4,637円で、約572万円の余剰金が生じたことが公開資料として明記されているわけです。先ほど、例として、不当に支出を抑えるという手口で金銭を得ているという話がありましたが、猿沢インの旅行カウンター業務については、もともと県から株式会社JTBに委託され、再委託として奈良県ビジターズビューローが受託しているのですが、県は株式会社JTBから、どのような実績報告を受けているのでしょうか。

○桐田ならの観光力向上課長 奈良県外国人観光客交流館の運営管理委託の実績報告という事で答弁いたします。

委託事業者の共同企業体の代表者より、奈良県外国人観光客交流館運営管理業務で実施した事業の概要や、それぞれの経費について、実績報告を受けています。

○中川委員 県から一般団体に委託して、その団体が奈良県ビジターズビューローに再委託してお金を渡している場合には、その実態がなかなか県までは上がってこないため、県を追及してもわからない面もあるわけですが、このようないろいろな問題が出ている団体ですので、再委託先として奈良県ビジターズビューローに任せているなど、そういった委託先があれば、本当に行ったのか、内容を聞いてほしいと思います。

そのほかにも再委託として奈良県ビジターズビューローに流れている県予算があるわけですが、例えば、ここ数年、2億6,000万円の予算が予算書に載っています。これは奈良県観光キャンペーン事業というもので、「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要、令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の43ページに載っているわけです。令和2年度であれば、薬師寺東塔大修理落慶等を核としたイベントやプロモーションの展開、誘客促進のための旅行商品の造成や商談会の実施といったものに2億6,000万円を計上しているわけです。昨年度も2億6,000万円の予算であったことが、この43ページを見るとわかります。この項目についても、実は株式会社JR西日本コミュニケーションズに委託したその先で、再委託として奈良県ビジターズビューローにお金が行っているという実態があると聞いています。

奈良県ビジターズビューローは、例えば、平成30年度に400万円を株式会社JR西日本コミュニケーションズからもらったわけですが、ビューローの会計データ上、対応する支出がなく、もらっただけで使った形跡がないということで、自由に使えるお小遣いだ

ったのではないかといった疑念の声も聞いています。また、令和元年度についても545万円が株式会社JR西日本コミュニケーションズから再委託という名目で支払われる予定ですが、支出する見込みはないといった声を聞いています。そういう不可解な形で、ほかの民間企業をトンネルに使って、奈良県から金銭を得ているのではないかという疑念の声も聞いているわけです。

例えば、平成30年度について、株式会社JR西日本コミュニケーションズからは、どのように報告を受けているのでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 株式会社JR西日本コミュニケーションズからは、奈良県ビジターズビューローとの契約等についての報告は受けておりません。

○中川委員 株式会社JR西日本コミュニケーションズからの報告については、また詳しく開示請求をかけたいと思っています。

観光局については最後の質問です。報告書の話ではないのですが、中西専務理事から働きかけがあったのかどうかということです。

先ほどの阪口委員からの質問にもありましたが、奈良県ビジターズビューローの職場の中で、中西専務理事が「県庁のあいつに言ってあるから大丈夫だ。」と発言していたと聞いています。例えば、猿沢インの宿泊業務について、プロポーザル方式で受注するかどうかにあたって、「観光プロモーション課のあいつと、ならの観光力向上課のあいつに言ってあるから大丈夫や、あいつらは俺の言うことを何でも聞くからな。」と、職場で発言していたそうです。結果として、ビューローは落ちたという落ちもあるわけで、別に県庁職員の耳に聞こえていたとしても、中西専務理事の意に沿わない結果であり、それは別に悪くないのです。ただ、職員は悪くないのですけれども、中西専務理事にとっては非常に問題であり、本当に県庁職員に言っていたとしたら、地方公務員法違反になります。地方公務員法第38条の2、退職管理に書いてあるのですが、退職した後2年間は、もとの職場に要求や依頼をしてはいけないとなっています。人事課にも、奈良県ビジターズビューローは、法律により規制される法人に含まれていること、中西専務理事も含まれていることは確認してあります。ましてや観光局の理事という立場で、局長と同格の職員だったわけですから、より高い倫理意識が求められている中、こういう発言をされているということは、非常に衝撃的だったわけです。これを県庁職員に本当に言っていたとすると違法であり、言っていなかったとしても、県庁サイドをブラックボックス化して、「俺はあいつに言っているから」云々と、職員に対する高圧的な物言いの根拠になっているわけです。

先日、議会でも言いましたが、昨年4月に、春日野国際フォーラム薨別館への職場の移転に際しても、「観光局とまちづくり推進局にも言ってあって、1名ずつ職員が4月1日に来るから、おまえらも急遽移転するんだ。」と言って、夜な夜な荷物を運ばせて移転させたのですが、4月になってもそのような職員はあられわれず、うそだったということにもつながっているわけです。日常的に「俺は県庁にこういうふうに言っているんだ。」と、そういうことを根拠として、パワーハラスメントの疑いがある形で接していたということが明らかになっています。

桐田ならの観光力向上課長の名誉のために、質問しておきたいと思いますが、そういう働きかけはありましたか。

○桐田ならの観光力向上課長 少なくとも私はそのような連絡は受けておりません。現時点においても、そのような事実は確認しておりません。

その証拠と言えは言い過ぎかもしれませんが、先ほど中川委員がおっしゃったとおり、今回、受託選定された事業者については、奈良県ビジターズビューローが参画していない共同事業体が選定されています。

○中川委員 答えが「ノー」でしたので、中西専務理事がうそをついていたと、職場でそのようなことを言っていたということが、明らかになりました。

「あいつは何でも聞くからな。」と言っていた名前の中に、実は桐田ならの観光力向上課長の名前もあったものですから、少し気になっていたのですが、実際そのようなことはなかったということも、中西専務理事が職場で言っていることに、基本的には根拠がなかったということも明らかになったわけです。

これで観光局への質問を終わりたいと思っているのですが、奈良県の観光全体をまとめて発信していかなければならない、盛り上げていかなければならない、そのような使命を帯びているといっても過言ではない団体の、実質的にトップの常勤職員が、そのようなことをして、しかも、天川村に行けば川上村の施策の悪口を言い、川上村に行けば天川村の施策の悪口を言い、黒滝村の施策の悪口も言っていると聞いており、「本当に大丈夫か。」と思いますが、そのようなことが日常的に行われていると聞いております。

また、株式会社北海道宝島旅行社という北海道の業者にいろいろ発注しているのですが、その会社の役員が、発注元である奈良県ビジターズビューローの部長と次長を務めているのですけれども、12月議会で追及した後、あぶないと思ったのかどうかは知らないのですが、年明けにオフィスに来た以外、もう数カ月間、職場にあらわれていないと聞いてい

ます。組織運営の点でも、今後、いろいろと調べていかないといけないと考えております。まずは26日の理事会で、監事からどのような説明があるのか、そういったことにも注目しながら、今後、議会でも追及していきたいと考えています。

次に、ほかの部局について質問しますが、7点あります。

1点目は、子どもの通学路、通園路についてです。

緊急合同点検の点検結果を受けて、地域と話し合いの場を持たれていると聞いています。どのようにされているのか、お答えください。

○**栢木保健体育課長** 平成30年度に国から示された登下校防犯プランにある地域の連携の場については、教育委員会、学校、警察、保護者、地域ボランティア等が連携することで、危険箇所や不審者の情報を共有して、迅速な対応を図ることができるとともに、多様な担い手による見守りの強化等、地域ぐるみで子どもの安全を確保するために大変重要な役割を果たしています

○**中川委員** 緊急合同点検を受けて、問題となった箇所について、既に100%近く問題解決していると思うのですが、そのプロセスにおいても、地域連携の場が役に立っているという理解でよろしいでしょうか。

○**栢木保健体育課長** 緊急合同点検については、平成25年以降に通学路交通安全プログラムに基づいて、市町村教育委員会、道路管理者、警察、保護者などで合同点検を行い、平成24年の点検時に1,341カ所あった対策が必要とされた危険箇所は、学校、道路管理者、警察による、それぞれの対策が講じられ、平成30年3月末時点で1,323カ所、98.7%の対策が完了しています。

なお、昨年、滋賀県大津市で起きた事象等に関して行っている合同点検については、現在進行中です。

○**中川委員** この質問をした意図としては、「奈良新「都」づくり戦略2020」（政策推進プラン）に、（57）子どもの通学通園路の安全確保という項目がありますが、98.7%完了と記載されており、全体として1,341カ所もあったのに、よくやったと逆に感心していたのですけれども、まだまだ不十分な箇所もありますので、指摘を続けていきたいと考えております。

次の質問ですが、私学助成についてです。

「奈良新「都」づくり戦略2020」（政策推進プラン）の（110）私学の振興についてですが、政策推進助成制度に関して、より広く周知が必要ではないかと思っています。

先日、意見交換を現場の方としたところ、「その制度は何だ。そのような制度があったのか。」という声をいただきました。現場である私立学校の先生方でも、知らない方もいらっしゃるのかと思いましたので、周知の必要性を感じた次第です。

○山口教育振興課長 政策推進助成制度については、本県の教育の質の向上を図るため、県の教育課題の解決に向けた、私立学校の積極的な特色ある取り組みに対して支援しているものです。

中川委員ご指摘の周知等についてですが、県としては、年度当初に先生も含めた学校関係者を対象とする説明会を開催し、制度内容や取組項目等について周知しています。施策推進助成制度の推進に当たり、個別の事前相談を受けるなど、各学校の積極的な取り組みを支援してきたところですが。

また、今後の取り組みの中で、各校の積極的な取り組みを促していきたいと考えています。これまでの各校の取り組みの中から、参考となる事例集を作成し、新年度早々に学校へ配布していきたいと考えています。各校においては、事例集を学校関係者に周知していただき、事例集も参考にしながら、新たな事例への取り組みや、既存の取組内容の充実へのきっかけにしていきたいと考えています。

今後引き続き、取組内容を充実させていくことで、本県の教育課題を解決し、教育の質の向上を図っていききたいと考えています。

○中川委員 そういった学校ごとの優良な事例集については、大変役に立つのではないかと私も思っています。亀甲委員からも本会議で質問があり、その答弁にありましたとおり、奈良県も徐々に補助額を多くして頑張っているという印象を持っております。施設整備の費用なども対象としており、踏み込んでよくやってくれていると思っております。学校ごとの優良事例集については、なかなかイメージができない現場の方もいると思いますので、大変有意義であり、今後も進めていってほしいと思っております。

次に、県立大学についての質問です。

「奈良新「都」づくり戦略2020」(政策推進プラン)の(103)県立大学の教育の充実ですが、予算の要点で、対応するところを見ると、少し気になる記述があったので、聞いておきたいと思います。

理工系の学部である第2学部の設置について検討するということですが、先日、学長が代わるという連絡をいただき、機会があったので、その方のプロフィールを見ると、もともと広島で学長をされていた方で、工学部の出身と聞いています。そのこともあり、今後、

本格的に検討していくという印象を私は持っているのですが、こうした理工系の学部については、どのようなスケジュールで検討していくのか、答弁をお願いします。

○山口教育振興課長 県立大学は、建学の精神として、「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」ということを掲げて、地域の未来を担う地域人材の育成に取り組んでいるところです。

今後の予定として、令和2年度は、令和3年度からの県立大学の第2期中期目標を策定する年度ですので、この策定過程において、まずは地域に求められる今後の県立大学のあり方を定めていきたいと考えているところです。

中川委員ご質問の第2学部の設置については、中期目標や、地域に求められる理工学系の人材の状況も踏まえて、今後の詳細なスケジュールも含めて、幅広に検討を進めていきたいと考えています。

○中川委員 建学の精神を説明していただき、びっくりしました。第2学部として理工系の学部を設けるというのは、検討に値することだと私も強く思っています。最近、奈良女子大学も言い出していたのですが、工学系の人材の供給も、本県においては課題だと思っていますので、頑張してほしいと思っております。

次に、文化関係の質問が数点あります。

奈良県文化会館については、12月議会でも質問しました。近隣の貸し館がどんどん潰れていく中で、半年前から予約ができていた貴重な場所である奈良商工会議所は、秋以降、貸すことをやめるそうです。そういった中で、県としても県文化会館を半年前から予約できるようにしたほうがよいのではないかと、折に触れて相談しておりました。

今回の予算審査特別委員会の配付資料の中で、県文化会館と橿原文化会館の早期からの予約について、できるようにしたいと書いてあったので、どこまで決まっているのか、答弁をお願いします。

○中野文化振興課長 先般より、周辺の会議室が使用できなくなる事例があり、非常に利用者が困っているという話をいただいていたところです。そのような中で、文化会館の会議室の予約受付開始時期について、従来3カ月前であったものが、他館との関係もあり、もう少し早くできないのかという要望をいただいております。

以来、検討を重ねてきましたが、利用者の利便性の向上が図られること、また、他施設利用者から県文化会館への利用の移行も期待できることから、6カ月前までの予約受付開始時期の前倒しを検討しています。

これに関しては規則の改正事項ですので、必要な手続を踏んでいきたいと考えているところではあります。

○中川委員 答えられる部分について、公の場で答えていただけてよかったですと思います。いかなる団体であっても平等に6カ月前から予約できるようになればよいという趣旨でしたので、徐々にそういう方向に向かっているのはよいことだと思います。

次に、仏像の海外展示についての質問です。

「奈良新「都」づくり戦略2020」（政策推進プラン）の（121）です。次回開催ありきで進んでいるという印象を受けたのですが、今回のイギリス、フランスでの展示を受けて、総括も大事ではないかと考えております。

どのような総括をしているのか、どのように進めていこうと思っているのか、答弁をお願いします。

○酒元文化資源活用課長 奈良の仏像海外展示事業としては、フランスのギメ東洋美術館で、平成31年1月23日から3月18日までの48日間、「古都奈良の祈り」展を開催し、約3万2,000人の入場者に来場いただいたところです。また、イギリスの大英博物館で、令和元年10月3日から11月24日までの53日間、「奈良－日本の信仰と美のはじまり」展を開催し、2会場で延べ約16万人に来場いただきました。

それぞれ、国の施策であるジャポニスム2018、英国における日本文化季間の位置づけも得て、政府の取り組みと連動させることにより、日本の始まりである本県の奥深い魅力を、海外の幅広い層へアピールすることができたと感じております。両館ともイギリス、フランス以外の国からの来訪者も多い博物館であり、それぞれのホームページやSNSでの発信のほか、Times等の新聞、雑誌等のメディアでも数多く取り上げられました。これにより、両国のみならずヨーロッパ全体への効果も期待しているところです。

海外展示の実施結果については、ことしの2月7日に東京で、大英博物館における海外展の成果発表を兼ねたシンポジウムを開催し、報道関係者をはじめ、一般参加の方、約350名に来場いただいたところです。

今後については、今回の実績と経験を踏まえ、どのように進めていくのか、展示プランを検討するための予算を来年度予算案に計上しています。

○中川委員 今後の取り組みの検討と同時に、成果を県民に広く啓発していくことや、東京でシンポジウムを行うなどの取り組みは、非常によいことだと評価しております。我々の税金を使っているわけですから、どういう成果が外国であったのかを知る機会があれば

よいと思います。

今回の海外展示はよかったという声も聞いていますが、なぜかという、奈良県内だと、秘仏とされていて公開されていない、写真が撮れない仏像も、外国の美術館、博物館は写真が撮れるところが多いので、写真が撮れた、見れてよかったという声も一部のマニアックな方から聞いています。

次に、文化財の保存と活用について質問します。

「奈良新「都」づくり戦略2020」（政策推進プラン）の（112）文化財の保存と活用の中で、文化財修復人材の育成等に取り組むと書いてあるわけですが、どのように人材育成を図っていくのか、答弁をお願いします。

○名草文化財保存課長 文化財修復者の人材育成については、昨年度、文化財修復を担っている建築大工や左官など、さまざまな職種の修理工事業者などにアンケート調査を行いました。特に、建築大工についてはインタビューを行いました。その中で、文化財修復者の後継者が不足しているという課題があり、多くの文化財が所在する本県においては大変重要な課題であることを再認識しました。

また、平成28年度から、県立高等学校である吉野高等学校などの建築系学科の生徒などを対象にインターンシップを行い、後継者の確保につながるように裾野を広げる取り組みをしているところです。さらに、なら歴史芸術文化村において、文化財の保存や修復に必要な伝統技能の継承のため、今後、再編予定の奈良南高等学校や保存技術団体等と連携し、文化財の修復を担う人材育成を図る予定です。そのため、昨年度に行ったアンケート調査を踏まえて、建築大工育成の標準的なカリキュラムを作成しました。今年度は建築大工以外の職種についても、育成プログラム、テキスト及び作成を指導する講師のためのマニュアルを作成しているところです。来年度は、これまで作成したプログラム、マニュアルをもとに講師育成を行う予定です。

引き続き修理事業者や業界団体とも意見交換を行い、なら歴史芸術文化村とも連携しながら、文化財の保存や修復を担う人材の確保、育成に努めていきたいと考えております。

○中川委員 人材が先細りになっていく中で、最後は県が責任を持って人材教育をしていく体制にしていくことが大事であると思います。

まず、講師を養成していくということですが、生徒が入所して、それから何年程度、鍛えられて旅立っていくのか、答弁をお願いします。

○名草文化財保存課長 育成期間については、1年から2年と考えており、実地研修が大

事だと思いますが、学科等の期間も考えなくてはいけないと思います。

○中川委員 イメージがだんだんつかめてきました。

最後の質問になりますが、文化財の防火対策についてです。

文化財の保存と活用という大きな枠組みの中で、保存活用条例もつくるということですが、それとは別に、文化財防火対策推進条例をつくと聞いています。直接の所管が防災統括室ですので、条例そのものに焦点を当てて聞くのは酷かと思ったのですが、全体的な考え方についてお伺いします。なぜ防火だけに特に注目して条例化するのか、気になったわけです。

防犯、防災についても、問題の根本としては、防火と同じものを抱えている面があります。例えば、防火に焦点を当てると、火災があつてベルを押すと、つながっている先から消火に来るという仕組みもこれまでつくってきたわけですが、過疎の村では、そもそも過疎化が進んで人がいないので、防火や防犯など、いろいろな通報を行っても、通報先の自治会長等がないときは、次はどうするのかという問題があります。課題は多々あるわけですが、防災と防犯と防火、この3点が包括的に解決すべき問題というイメージを持っていたので、なぜ防火だけ条例化するのか気になったわけです。全体的な考えについて、答弁をお願いします。

○名草文化財保存課長 文化財については、一度失われれば継承することができない、もとに戻せないという性質があります。前年度のノートルダム大聖堂の火災、また、首里城正殿の火災については、一度失われれば再びもとに戻せないことを再認識する機会となったと思います。そのため、令和2年度新規事業において、防火条例につながる、文化財防災対策の構築事業をお願いしているところです。

この事業では、防火対策推進条例を実効あるものにするため、社寺における防災施設の現状調査を行うとともに、改修計画の策定支援を行っていく予定です。また、あわせて、文化財防犯・防火・防災関係者連絡会議を開催する予定です。その中で、文化財の損傷、盗難、火災の予防や、地震・土砂災害等の自然災害の発生に備えるため、意識向上を図り、連携を強化していきたいと思います。また、防火以外の災害に対応するための災害対応マニュアルの改定もしていきたいと思います。

今後、貴重な文化財を次世代へ確実に継承していくため、文化財の保存と活用に取り組む中で、防犯、防火、防災の観点全般を踏まえながら、積極的に対応し、推進していきたいと思います。

○中川委員 防火については、特に条例化したいという荒井知事の強い思いもあることが記者会見などから見えてきます。文化財保存課からは、全体の考え方を示していただきました。

設備の充実に関しても、防火のためだけではなく、地震で揺れて倒れるのをどうするのか、浸水したらどうするのか、泥棒に入られたらどうするのかといったことも含めて、総合的に考えていく中で、施策が展開されていくものと思います。文化財保存課所管の連絡会議についても、防火だけではなく、防犯、防火、防災が総合的に話し合われる中で、より実効性の高い会議にしてほしいと思います。

今のところ、条例の条文もスキームも出ていないので、なぜこういう条例をつくるのかというレベルの話ができないのですが、次の6月定例県議会に向けて具体的な案文が出てきてから審議したいと思います。

○池田委員 まず、水道局への質問です。

奈良県においては、平成23年度に県域水道ビジョンを策定され、その後、県域水道ファシリティマネジメントの取り組みで、鋭意努力いただいた中で、広域化のことや、水道法の改正もあり、平成30年度に新県域水道ビジョンが策定されたわけです。

現在、水道事業が抱える課題としては、人口減少による水需要の減少や、水道施設の更新、人員不足などが挙げられ、それぞれの上水道事業者においては厳しい経営状況が今後も見込まれるところです。平成30年度のビジョンには、持続可能な水道経営を支援するために、各市町村と水道事業の諸課題を共有して、水道法改正の趣旨に沿った県域水道ビジョンを作成し、2026年の県域水道一体化に向けた指針とすると書かれています。上水道エリアと簡易水道エリアを分けて整理していますが、本日は上水道エリアについて伺いたいと思います。

県域水道一体化の取り組みについては、県内人口の約4分の1を占める奈良市を含む、県内の28事業、全ての上水道事業者が参画すると想定しているのか、お聞かせください。

○西岡水道局業務課長 県域水道一体化は、県営水道が用水供給を行っている24市町村に加え、用水供給を行っていない五條、吉野地域の4市町も含めた、県内全ての上水道事業者28事業と、県営水道の用水供給事業を合わせた29事業を一体化することを考えております

○池田委員 スケジュールによると、今年度に協議会を設置して進めるということです。来年度には、一体化に係る覚書を締結する流れで進んでいくということですが、新しい組

織の経営は県主導で進めていくのか、あるいは、市町村が中心になって構成していくのか、お聞かせください。

また、我々県民にとって、非常に関心が高いのは水道料金だと思います。平成28年度の水道統計資料によると、10立方メートル当たりの水道料金について、上水道エリアで見ると、高取町が10立方メートル当たり2,680円で一番料金が高く、一番安い料金が奈良市の1,004円です。また、県平均では1,746円で、10立方メートル当たり2,000円を超えるところは10市町村あり、平均以上のところが14市町村、平均以下のところが14市町村です。

一体化とともに、統一料金になるのかも、あわせてお聞かせください。

○西岡水道局業務課長 一体化の組織については、28市町村の上水道事業と県営水道を統合して、地方自治法上の一部事務組合、地方公営企業法でいう企業団を設置することを想定しております。水道局と市町村の上水道事業担当部局長などで構成する県域水道一体化検討会における今年度の議論において、市町村からは、統合の形態としては、経営統合でなく事業統合のほうが組織も事業も一体化され、責任の所在が明確になり、施設全体の最適化が進むという意見を多くいただいています。現在、当初から事業統合を目指す方向で検討を進めています。

なお、事業統合では水道料金の統一が基本となりますが、水道料金の水準の設定や統一の時期などについては、現在、市町村と検討を進めているところです。

○池田委員 事業統合の方向で進めるということです。また、各水道事業者の多くもそれを望んでいるので、その方向で進むだろうと思います。令和2年度は一体化に係る市町村との覚書を締結することを目指していますが、各水道事業者との協議、調整はどれくらい進んでいるのでしょうか。また、県内の上水道事業者から、どのような意見、要望が出ているのかも、あわせてお聞かせください。

○西岡水道局業務課長 事業統合で検討を進めることについて、市町村からは施設の更新時期を考えると、一体化の効果が薄まらないように、また、国の交付金を最大限に活用できるように統合時期を可能な限り早めてほしいという意見や、事業体間で資産や運営状況に違いがあることから、必要最小限の公平性を担保してほしいという意見、さらに、市町村議会も関心が高く、早期に一体化による効果を整理して説明する必要があるなどの意見をいただいています。現在、検討会のもとに設けたワーキンググループ会議で市町村職員がグループリーダーとなり意見調整作業を行っていますが、一体化の合意に向けて、おお

むね前向きな意見をいただいています。

○池田委員 一体化を早めてほしいという意見を私も伺っています。また、資産状況など、経営状態、運営状況についても随分違います。償却資産の残高も、規模も人口も違うので異なりますし、経常収支比率、料金の回収率、給水原価なども、それぞれ違うわけです。そのような、市町村からの意見を受けて、県域水道一体化を早めるには、県がリーダーシップを持ち、かなりスピードアップして前へ進めていく必要があると思います。また、公平性のこともあります。それぞれ事情が違うので、議会はもちろんのこと、住民に対して説明して、理解、納得してもらえる資料をつくっていくことが、スケジュールどおり、また、前倒しで進めていくことにつながると思います。

現在、県はどのような作業をしていて、今後、どのように進めていくのか、お聞かせください。

○西岡水道局業務課長 今は一体化について、しっかりと合意形成を図る段階と考えております。市町村の意見も踏まえながら、現在、検討会において、市町村が単独で水道事業を続けた場合と、施設の共同化により投資を抑制し、国の交付金を活用して水道事業を一体化した場合について財政シミュレーションを行い、その効果を検証する作業を行っています。また、一体化後の組織体制、業務・財政運営などのあり方について基本方針として取りまとめる作業を行っています。

○池田委員 令和2年度には覚書の締結を目指すということです。そこからが実質的なスタートになると思います。その後は、丁寧に進めてもらうことはもちろんですが、施設更新のための投資をする必要がありますが、一体化が10年後になるのか8年後になるのかによっても、投資の仕方、度合いも変わってきます。また、人材育成、採用等についてもスケジュールが変わってくるので、令和8年度に一体化の予定になっていますが、やはり、できるだけスムーズに、前倒しして一体化が実現できるように、これは大事業だと思っていますので、県の強いリーダーシップをもって進めていくよう要望しておきます。

続いて、教育委員会に数点お尋ねします。

公立の小・中学校における働き方改革を、どのように進めていくのか、お聞かせください。

○香河教職員課長 平成28年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査などにおいて、教員の長時間勤務の実態が示されました。教員が児童生徒と十分に向き合う時間を確保するために、国や県等で、学校における働き方改革が進められているところです。昨年12

月に成立した、いわゆる給特法の改正では、勤務時間の上限に関するガイドラインが指針に格上げされました。その国会審議における附帯決議には、「指針を参酌した上で、条例・規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めること」とあります。これを踏まえて、根拠規定を条例に設けるために、改正案を今回の議会に提案しております。改正案が成立すれば、在校等時間から勤務時間を減じた時間を月45時間、年360時間以内とする、教育職員の勤務時間の上限等に関する規則や方針を、年度内に作成する予定です。

教育委員会では、これまでから教員の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間を十分確保する方策を検討するため、学校における働き方改革推進会議を、昨年6月から3回開催してきました。推進会議では、勤務時間管理の徹底、学校及び教員が担う業務の明確化、適正化、学校の組織運営体制のあり方などについて検討し、学校における働き方改革推進プランとして年度内にまとめる予定です。推進プランにより、勤務時間の上限に関する規則や方針を、より実効性のあるものにしたいと考えております。来年度は、学習プリントの印刷などを教員にかわって行うスクール・サポート・スタッフや、部活動指導員の配置などの外部人材の活用や、教員の働き方改革について、地域や保護者など、学校関係者に理解していただけるようリーフレットを発行し、配布するなど、推進プランを着実に実行し、働き方改革を推進していきたいと考えております。

○池田委員 これは一つの時代の流れですので、そのように、きちんと所期の目的を達成できるように進めてほしいと思います。

今、先生方が非常に忙しくなったという声をあちらこちらから聞きます。今後、限られた時間の中でどのように進めていくのか、職員会議、あるいは先生方同士でいろいろ話が出るようです。

例えば、運動会、生活発表会、文化祭など、いろいろな行事がありますが、この幾つかある行事を単純に1つ減らしてしまうことで、準備等にかかる時間を抑制するという選択肢があります。例えば運動会は、子どもをお持ちの方は、我が子の成長ぶりを見られる数少ない機会ということで楽しみにしていると思いますけれども、大きくわけて演技等とリレーや徒競走のような競技系の2つで構成されていますが、演技のプログラムについては、さまざまな準備に非常に時間がかかるので極力少なくして、競技中心の運動会に切りかえてはどうかという話が出ているようです。

また、午前7時過ぎから7時半までに登校する子どもが多いので、子どもに「もう7時

半より早く来るな。」と話していると聞きましたが、ゆゆしき問題だと思いました。県教育委員会として、これらについて実態を把握して、間違った働き方改革にならないよう、リーダーシップを持って、この問題に向き合ってほしいと思います。

次に、子どもの体力の向上について、これまでの取り組みの成果と課題について、お聞かせください。

○栢木保健体育課長 全国調査を開始した平成20年度の結果から、本県の児童生徒の体力は全国的に見て低位であることが判明しました。県教育委員会では、体力向上に向けてさまざまな取り組みを行ってきました。

特に小学校では、外遊びを活性化する取り組みとして、始業前や休み時間に運動するなどの一校一運動など、子どもの運動時間を増加させる取り組みを進めてきました。また、中学校では、部活動の活性化等の取り組みを行ってきました。さらに、各学校が自校の児童生徒の体力状況を分析して、課題に適した取り組みを実施することを目的として、体力向上推進計画の立案や実践を推奨してきました。

現状としては、令和元年度の全国調査の結果から、小学校男子と中学校男子が全国平均を上回り、小学校女子、中学校女子においても全国を平均をわずかに下回っているものの、ほぼ全国平均となっています。なお、全国と同じ傾向ですが、運動する子どもと、そうでない子どもの二極化傾向は、本県においても課題として捉えております。

今後は運動の楽しさを経験させ、みずから運動する児童生徒を育み、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を育成するために、体育の授業の充実や運動部活動の活性化を図っていきたくと考えております。

○池田委員 奈良県の子どもの体力は、全国平均から見ると低目ですが、県の努力により、男子は小・中学校においては全国平均を上回り、女子はほぼ全国レベルまで上がってきました。また一方で、運動する子、しない子の二極化が進んでいるので、新たな課題として、今後、取り組んでほしいと思います。

先ほど質問した働き方改革に関してですが、例えば、中学校において部活動を頑張っておられますが、当然、夕方、暗くなるまで練習し、休日には、体育系であれば試合や練習試合に出かけたり、文化系でもいろいろな場所の大会に出ているわけです。そのように頑張っている先生方を評価したり、時間外労働という形で評価するすべが今までなかったわけです。私も社会体育の部分でスポーツ団体の役職に就いており、小学校において現場の先生方といろいろ話をする機会も多く、先生方にはプライベートで社会体育の指導に当た

っていただき、本当に頭の下がる思いです。

働き方改革により、結果として時間が抑制されて、せっかく今まで体力面を伸ばしたり、文化面でも非常に素晴らしい成績をおさめているにもかかわらず、制限せざるを得ないとすると、本当に逆行してしまうし、子どもの教育において、いかななものかと感じております。

今までの取り組みの成果を、さらに伸ばしていく観点からも、県教育委員会として、ぜひ見ていていただきたいと思います。

次に、子どもの暴力行為や規範意識について、奈良県はどのような状況なのか、お聞かせください。

○植村生徒指導支援室長 文部科学省の平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果において、本県の国公立小・中・高等学校の児童生徒1,000人当たりの暴力行為の発生件数は3.0件で、7年連続全国平均を下回っております。また、全国学力・学習状況調査において、「学校の決まりを守っている」と肯定的に答えた本県公立小・中学校の児童生徒の割合は、小学校では平成28年度に89.6%だったものが令和元年度は1.2ポイント増の90.8%に、中学校では平成28年度に92.8%だったものが令和元年度は1.6ポイント増の94.4%に上がっております。また、「いじめはどんな理由があってもいけない」と肯定的に答えた割合についても、小学校では平成28年度に97.0%だったものが令和元年度は0.5ポイント増の97.5%に、中学校では平成28年度に92.4%だったものが令和元年度は2.2ポイント増の94.6%に上がっております。

いずれの項目においても全国平均を上回っている、あるいは、全国平均を上回らずとも差が縮まってきています。

○池田委員 随分と暴力行為も減ってきて、規範意識も改善されてきましたが、これまで教育委員会として、どのように取り組んできたのか、お聞かせください。

○植村生徒指導支援室長 県教育委員会では、小・中学校の生徒指導ガイドライン、高等学校生徒指導ガイドライン等を活用した研修を通して、本県教職員が児童生徒理解を深め、個々を尊重した、きめ細やかな生徒指導を推進しております。また、児童生徒が地域社会の一員としての自覚を深めるとともに、自己有用感を高め、規範意識の醸成を図ることを目的として、平成26年度から平成28年度に、地域ぐるみで取り組む小・中・高校生規範意識醸成事業を実施しました。児童生徒が、校種を超えた連携を通して、中学生や高校

生にとっては下級生の模範となるべく自分の行動を律することに、小学生や中学生は上級生の姿を見て、「自分もお兄さんやお姉さんのような行動をとれるようになりたい。」と、将来の自分を考える機会となったと聞いております。各年度末には、児童生徒交流会で取り組み内容を発表し、周知に努めたところ、参加した学校の中には独自で取り組む学校もあらわれております。さらに、学校・地域パートナーシップ事業や、県立学校による地域との協働推進事業等により、公立小・中学校及び県立学校と保護者や地域の住民とが協働し、さまざまな課題解決を行う取り組みの中で、規範意識の醸成等に努めている学校もあると聞いております。

○池田委員 教育委員会としても現場の先生方と協力しながら、引き続き、取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、吉田教育長にお尋ねしたいと思います。

答弁のとおり、一定成果が上がってきてはいますが、生徒指導に関しては、引き続き、まだまだ力を入れて取り組んでいかなければならないと感じております。例えば、不登校などの新しい課題も顕在化してきている中で、このたびの組織改編では、生徒指導支援室がなくなると伺いました。そのことについて、考えをお聞かせください。

○吉田教育長 生徒指導支援室は、平成23年度に、暴力行為が非常に多く、全国でワースト1という結果となった中で設置しました。その前には、特別支援学校に入る児童生徒が非常に多くなっており、特別支援学校に入る生徒への対応を検討する室、そこから生徒指導支援室ということで、ある意味では対症療法を中心にやってきたのではないかと思います。もちろん、奈良北高等学校の問題で、子どもの内面に迫る必要があり、教育相談と生徒指導支援室を統合しましたが、しっかり原点に戻る必要があるのではないかと思います。生徒指導本来の機能というのは、子どもの人格を尊重して、個性の伸長を図りながら、社会的な資質や行動力を高めるようにしていくことであり、教育活動全体で組織的に取り組むものです。

そのような中で、生徒指導のあり方を再点検して、学校教育課には行政対応を行う生徒指導係を置くとともに、教育研究所には教育支援部を創設しました。教育支援部には、子どもの問題行動等から表にあらわれてくる、不登校などの状況に対応する相談係と支援係を設けております。また、特別支援教育推進に関しては、対症療法ではなく、今後は抜本的に対応していく必要があるため、特別支援教育推進室の中にも生徒指導担当者を配置したいと考えています。

生駒市で発生した盗撮に関しては、法的な問題もありますが、学校の人権教育はどうなっているのかという問題もあり、市教育長も点検していると聞いています。そのようなこともあり、事務局では、生徒指導について横断的に対応する体制をつくるために、学校教育課、人権・地域教育課、新たにつくる教育研究所教育支援部、特別支援教育推進室で、生徒指導連絡会議を立ち上げ、月1回、会議を開催し、規範意識の向上に努めていきたいと考えています。

○池田委員 組織改変されますが、奈良県の教育をさらに充実させ、奈良県の公教育はすばらしいと、皆様から言っていただけるよう努力をお願いして、私の質問を終わります。

○小泉委員長 審査の途中であります。これで午前中の審査を終わります。

午後1時より再開いたします。しばらく休憩いたします。

12:07分 休憩

13:06分 再開

○小泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ご発言をお願いします。

○小村委員 「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要、令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の39ページに、聖徳太子プロジェクト推進事業がありますが、これは、1400年御遠忌に向けての事業だと思います。ことしはプレの年で、2021年が聖徳太子1400年御遠忌です。私は一般質問でも、この聖徳太子プロジェクト推進事業を取り上げましたが、西和地域にとって非常に重要な年が近づいていると思っています。

予算書を見て、残念だと思ったのが、予算が前年度と同じ800万円ということです。これからイベントがあり、2021年の1400年御遠忌につなげていく中で、予算がふえていないというのは少し残念ですが、予算要求額も含めて、来年度事業について教えてください。

○酒元文化資源活用課長 以前、知事からも答弁がありましたとおり、歴史文化資源を活用した取り組みは、各年においてテーマを設定して事業を展開することとしております。聖徳太子没後1,400年を迎える令和3年については、一年を通じて聖徳太子をテーマにした事業展開を図っていききたいと考えているところです。

今回、予算案に計上しているのは、1月から3月に係る経費で、中身としては、県内及び東京での講演会やホームページなどの情報発信の経費です。予算要求額ですが、既に公表しているとおり1,254万8,000円であり、予算案の計上額は800万円です。

これについては、令和2年が、記紀・万葉プロジェクトの集大成年ということで事業展開を進めており、4月から12月に行う事業については、日本書紀完成と藤原不比等没後1300年を中心テーマとした事業実施経費として、7,600万円を予算案に別途計上しております。この中で、令和3年の聖徳太子没後1,400年も見据えて、橋渡しとなるような情報発信や講座などのイベントを工夫して実施し、両方の事業が相乗効果を発揮できるように進めていきたいと考えております。

また、聖徳太子ゆかりの県内20市町村に加えて、大阪府の太子町、大阪市天王寺区、兵庫県の太子町と、聖徳太子推進協議会を組織し、令和元年も大阪でシンポジウムを開催したところであり、各市町村と協力しながら、より一層、効果的な事業が実施できるよう進めて、令和3年の本番年につなげていきたいと考えております。

○小村委員 記紀・万葉プロジェクトの中でも聖徳太子のPRをしていくということで、そちらに予算がついていると理解しました。

何度も申し上げるようですけれども、西和地域にとってもそうですが、聖徳太子が説いたものは、本当に奈良県全体の観光PRの資源になると思いますので、本番年が小規模なものになってしまうと非常にもったいないと思います。プレの年からしっかりと頑張って、1400年御遠忌に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、聖徳太子1400年御遠忌に向けて、この間も「プラタモリ」で聖徳太子や法隆寺が紹介されていましたが、法隆寺がある斑鳩町自身がPRして、他の市町村と連携して西和地域に広げていくというのが、西和地域の観光の一つのやり方だと思っています。

次に、観光局への質問ですけれども、修学旅行の誘客対策は、これまでも取り組んでこられていたと思いますが、今回、新規予算として計上されているので、概要を説明していただきたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 修学旅行誘客対策事業についての質問です。

この事業の取り組み内容については、主に県や奈良県修学旅行誘致促進委員会が誘致活動する際、学校等へ配付している「奈良県修学旅行ガイドブック」の改訂と、新たな学校の獲得を目的としたセールス活動を展開するというものです。

最近の修学旅行については、団体行動・同行動型からクラス行動・班別行動型に変化しており、体験学習などを取り入れた総合的な学習の時間と連動した教育プログラム色の濃いものへと変化している傾向があります。そのため修学旅行出発前に、十分に奈良の歴史文化を再認識していただくとともに、奈良県に来られてからも、グループでスムーズに

移動、拝観、見学、体験等ができるように滞在していただくための有効なツールとして、平成27年度にガイドブックを制作しました。

今回の改訂は、修学旅行生が有効に活用できる奈良公園バスターミナル、平城宮跡歴史公園などのオープンや、歴史を学ぶ教育素材として有効な、興福寺中金堂の再建、薬師寺東塔の落慶などの新たな情報を盛り込む予定です。

セールスの強化については、宿泊校の多い首都圏を中心に、県職員みずからが出向いてセールスを行っていく予定です。

○小村委員 修学旅行の誘客対策には、しっかり取り組んでいただきたいですが、この対策は、長期的に見ていただきたいと思います。例として、京都府宇治市では、インバウンド獲得の取り組みについて、1年目から3年目は成果がほとんどなく、4年目、5年目からだんだん来てくれるようになったということです。海外に対するPRというのは、すぐに波及するものではないと思っています。特に修学旅行の誘客というのは、学校の先生からすれば、今までやっていることを変えることになり、最初から構築していかなくては行けないので、非常に面倒な作業だと思うのです。それでも切りかえていこうと思ってもらうためには、学習コンテンツの強化など、現在、取り組んでいることが、すごく効果的だと思いますので、長期的に予算をつけていただきたいと思います。1年、2年と取り組んで、成果が出ないからやめてしまうのではなく、5年、10年のスパンで見たいと思います。実際に市町村でも、奈良市と斑鳩町が連携した事例があるのですが、ほとんど効果がなかったということで、2年でやめてしまいました。私が町議会議員のときに、「いや、2年で効果が出るわけがない。」と言わせてもらったのですけれども、県としても5年、10年の長いスパンで見たいと思います。

次に、奈良まほろば館と、ときのもりの移転についての質問です。

有楽町の周りには、県のアンテナショップが非常に多いという印象があります。場所が離れていると思うのですが、移転先の選定理由について教えていただきたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 奈良まほろば館については、所在する地域の市街地再開発事業の本格化に伴い移転の必要が生じたことと、白金台にある、ときのもりの賃貸借契約が本年3月末で終了し、運営者が今限りで撤退したいという意向を示したことから、奈良まほろば館と、ときのもりの機能を統合し、奈良の魅力発信拠点としての機能をさらに強化するために、新橋に、奈良まほろば館を新拠点として設置することとしたものです。

この物件については、有楽町、銀座、新橋を一体のエリアというイメージで見えており、自治体アンテナショップが集積するエリアに所在し、集客や売り上げ等についても相乗効果が見込まれることや、レストラン営業が可能で、スペースも十分あることを勘案して、魅力発信拠点としての機能を、より一層強化できるということで決定したものです。

特に近接の、とっとり・おかやま新橋館や香川・愛媛せとうち旬彩館の来館者数や売上高を見ると、マーケットのポテンシャルが非常に高いエリアであり、知恵と工夫により店舗スペースを最大限に活用することで、魅力発信と誘客促進の効果を大きく高めることができると考えております。

○小村委員 ときのもりと奈良まほろば館を合併して、これから奈良県の農産物や観光のPRも行っていくということです。

ときのもりに関しては、以前から議員がいろいろと発言されており、知事は一般質問の際に、ときのもりに関しては経営的な面とPRの面があるとおっしゃっていました。

東京都は奈良県と比べると土地の値段が違いますし、その中でどうやって売り上げを確保するのかというのは非常に重要だと思っています。県民の税金ですので、ずっと赤字を垂れ流すのではなく、できる限り利益を追及しながら進めていただきたいと思いますので、期待を込めて頑張ってくださいと思います。

次に、奈良県版就学前教育プログラムについて質問します。

先日、子ども・女性局にも質問したのですが、就学前教育プログラムは、私立幼稚園等でも活用されるということなので、地域振興部にもお聞きしたいと思います。プログラムの普及については、子ども・女性局と連携して行うと思うのですが、地域振興部の考え方を教えてください。

○山口教育振興課長 私立幼稚園に対しては、就学前教育プログラムを全ての私立幼稚園に配付し、各園における職場研修の中で活用いただくとともに、就学前教育センターのアドバイザーが現場において直接指導を行うことなどにより、普及啓発を進めてきたところです。

○小村委員 子ども・女性局と同じような答弁だったのですが、先ほど中川委員もおっしゃっていたのですが、私も政策推進加算に注目しており、先日の一般質問でも、商工会等の助成について、政策推進加算の話をしました。

私立幼稚園に対しては、政策推進加算があると思うのですが、就学前教育プログラムが本当によいもので、普及していこうと思うのであれば、例えば、就学前教育プログ

ラムについて、研修、実践した園に対して、政策推進加算で補助することも考えられると思いますが、考えを聞かせてください。

○山口教育振興課長 政策推進加算は、経常費補助金のうち、県の教育課題の解決に積極的に取り組む園に対して支援しているものです。このことから、就学前教育プログラムを実施する私立幼稚園に対して、インセンティブとなる項目を与えることにより、プログラムの普及を促進させることができると我々も考えており、政策推進加算の項目への追加について、前向きに検討を進めていきたいと考えております。

○小村委員 政策推進加算は、各園が競い合い、よりよい教育を奈良県の子どもたちに提供しようと思って実施されていることですので、前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

最後の質問ですが、地域振興部には地方政治研究会に係る予算がついているのですけれども、これまでも、いろいろと各議員から意見がありましたが、政治意識調査の件だと認識しています。

アンケートの結果を公開する、しないという話が、午前中に阪口委員からありましたけれども、調査を進めていってほしいということで、これまで反対してこなかった私からすると、トーンダウンしたのではないかと感じてしまうのです。第1部と第2部をセットで行うことに意味があるのではないのかという思いがあり、第1部だけであれば、本当にやっていいものなのか、やる意味があるのかとも思います。法令に違反していれば確かに問題だと思うので、例えば、第三者機関に、これが法令違反なのかどうかを判断してもらう方法もあります。やるのであれば、本当に意味のある予算の使い方をしてほしいので、やり切るという方法もあったと思うのですけれども、地域振興部として、どう思っているのでしょうか。

○堀辺市町村振興課長 今年度を実施した政治意識アンケート調査は、奈良県の地方政治をよくするための研究を進める手段の一つとして実施したものです。当初、今年度は、有権者への政治意識アンケート調査のほかに、首長、議員に対するインタビュー調査をすることとしており、来年度は、今年度を実施したアンケート調査の結果を踏まえて、有権者への深掘りのアンケート調査を実施するという設計をしていました。しかしながら、今年度、有権者に対する政治意識アンケート調査を実施したところ、さまざまな面で取り上げられ、物議を醸すということになったわけです。

このような中で、今回の調査に協力いただいている有識者から、「首長や議員に対する

今年度予定していたインタビュー調査を引き続いて行ったり、あるいは来年度の有権者への深掘りのアンケート調査を実施したとしても、回答協力者や回答内容に偏りが出ることが考えられ、回答者の真意を引き出すのが難しく、学術的に期待できる成果を得るのは難しい。」という意見をいただきました。

学術的な成果が望めないならば、実施するのは難しいと判断し、今年度に予定していた首長や議員に対するインタビュー調査や、来年度に予定していた有権者への深掘り調査は見送ったわけです。

ただ、今年度を実施した政治意識アンケート調査については、それだけでも十分値打ちのあるものだと思っております。発展的に研究するという当初の設計どおりには進みませんでした。成果のある資料ができると思っております。

○小村委員 その言葉を信じていいのかわからないですが、第1部だけでも意味があるという答弁でしたので、分析結果を公表するのか、公表しないのかも、これからだと思いますが、結果が出たら見せていただきたいと思います。確かに私も、初めに政治意識調査を見たときに、こんなことを聞くのかと思いました。なぜ大阪維新の会や大阪都構想の項目があるのか、よくよく考えると、奈良県の投票行動が大阪府の投票行動に影響されるということになれば、選挙管理委員会からすると、それは違うということになると思います。自分の地域のことを考えて、どの人に投票するのかを考えてもらうという指導を選挙管理委員会がしていかななくてはいけない中で、奈良県の住民がどのように大阪府の影響を受けているのかということです。恐らく日本維新の会の方も、大阪維新の会ではなく、奈良県の維新の会を評価してもらって投票していただきたいと思っているはずであり、そういうところがすごくおもしろい研究だと私自身は思っていたので、トーンダウンを心配して質問しました。第1部だけでも成果があるとのことでしたので、分析結果を待ちたいと思いますので、よろしくお願いします。

○樋口委員 9点質問がありますが、まず、地域振興部への質問です。

「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要、令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の128ページから129ページにかけて、文化財活用推進事業、文化財建造物関係アーカイブ整備事業、文化財総合調査事業など、幾つか事業が並んでいます。

この中で、県内の文化資源に係るデジタルアーカイブの整備についてお伺いしたいのですけれども、現在の実施状況及び令和2年度の取り組みの予定をお聞かせいただけますか。

○名草文化財保存課長 文化財活用推進事業については、なら歴史芸術文化村において、

公開・展示を行う文化財情報の収集及び一般の来館者や修学旅行生に、文化財について興味を持っていただき、その重要性を気づいてもらうことに活用できる教育素材の作成を平成28年度から行っております。

令和2年度の取り組みについては、文化財活用推進事業と文化財建造物関係アーカイブ整備事業、文化財総合調査事業を行います。

文化財建造物関係アーカイブ整備事業では、なら歴史芸術文化村において活用する、県所蔵の文化価値の高い文化財建造物の図面等のアーカイブ化を予定しております。

文化財総合調査事業では、文化財の適切な保存及び有効活用を、特に建造物について計画的に行うために、現況を調査して、文化財建造物のカルテの更新や新規作成を予定しております。

これらによって、文化財建造物関係アーカイブ整備事業については、なら歴史芸術文化村において、データベースとして建造物の図面を整えるとともに、文化財活用推進事業については、3D復元模型や復元CGの撮影に向けた文化財の3Dデータの計測などによって、例えば災害などがあった場合に、そのデータを有効に活用することを考えているところです。

○樋口委員 文化財には、紙や木質のものもあり、非常に保存が難しく、丁寧に扱っていないといけないのですが、例えば、火災などに遭って失われてしまうと、どうするのかということです。今の技術で、できるだけデータ化して保存していく必要性は非常に高いのではないかと考えています。

現在、県内の文化財について、指定文化財、未指定の文化財にかかわらず、データ化がどこまで進んでいるのか、何か数字があればお願いします。

○名草文化財保存課長 具体的な数字は持ち合わせていないのですが、アーカイブ事業については、明治28年度から今日に至るまで文化財修復事業を行っており、その間に得られた図面約1万点、写真3万点を所蔵しています。これらについてアーカイブ化、デジタル化を行っていくつもりです。

現在、近代寺社建築調査や中世城郭調査などを行っており、県内を悉皆的に調査し、所在等をきっちり把握しているところです。

○樋口委員 県内の文化財に関しては、基本的には全てデータ化ができている状態を早くつくることが必要だと思うのです。県だけで調査を行ってデータ化していくとなると、非常に時間がかかるので、学術機関等に調査結果が眠っていたり、いろいろなところに情報

が拡散していたり、それぞれが持っている資源や情報があると思いますし、そういったものも含めて集約し、データ化していくことで、作業をできるだけ早く進めていただきたいと思います。奈良県の文化財は国民の宝であり、奈良県としての使命、責任というものがあると思いますので、これまで、どれだけの予算をかけて取り組んでこられたのかは、わからないところもありますが、できるだけ集中的にお金を投じて、早くアーカイブ化を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

明治28年度から始まっているということですが、どのようにして計画的に100%に近づけていくのか、考えていただく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、EV・LPガス発電を活用した避難所への電力供給事業についての質問です。

「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要、令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の79ページです。この事業の目標は、県内の避難所に電力供給用の設備を整えていくことだと思うのですが、現在、どれだけの避難所があつて、どれだけの箇所の整備が進んでいて、令和2年度は、どこの設備をどう整備していくのか、教えていただけますか。

○池田エネルギー・土地水資源調整課長 まず、目標については、第3次エネルギービジョンに掲げている基本方針の一つである緊急時のエネルギー対策の推進にのっとり、県下の指定避難箇所は全部で1,173カ所ありますが、令和3年度末までに、この1,173カ所における非常用電源の整備率を50%以上とする目標を掲げております。

次に、現時点での進捗状況ですが、第3次エネルギービジョンの目標作成時の平成30年9月時点では、1,173カ所のうち523カ所、44.6%となっておりました。それが、平成31年3月末時点では、566カ所、48.2%となっており、43カ所、3.6ポイントの増となっております。

最後に、令和2年度は、どういったところに補助していくかについては、きっちりした規定はないのですが、市町村に対しては、収容人数がおおむね100名以下の小規模避難所と説明しているのです、小規模避難所を対象に補助していきたいと考えております。

○樋口委員 令和2年度の事業が終了した時点で、小規模避難所への設備設置はおおむね完了する見込みでしょうか。

○池田エネルギー・土地水資源調整課長 1,173カ所のうち、平成31年3月末時点で、小規模避難所のうち未整備のところは216カ所あり、令和2年度で全てカバーするのは無理かと思っておりますので、今後も引き続き、事業を進めていきたいと考えております。

○樋口委員 エネルギービジョンでは、令和3年度までに、おおむね50%ということですので、恐らく、それにあわせて小規模作業所の設備設置を進めていくのだと思いますけれども、現在、50%を目標に掲げていますが、それを一旦達成した後、引き続き100%を目指して動いていくのか、県の役割としてどこまでやろうとしているのか、考えをお聞かせいただけますか。

○池田エネルギー・土地水資源調整課長 令和3年度までに50%以上という数字を掲げておりますが、100%になるまで続けていくことは考えておりません。LPガス発電等、非常用電源装置については携帯可能なものもあり、市町村内での持ち回りや、近隣の市町村での貸し借りが可能であることから、どのあたりまで整備するのがよいのか、今後の課題として研究し、目標設定したいと考えております。

○樋口委員 災害の規模や範囲によっては共有可能ということだと思っておりますが、逆に規模や範囲によっては共有できないこともあり得るわけです。そのため、避難所設備を、どれぐらいの割合で設置しておくべきかということになるので、備蓄などと同じく、防災政策担当で考える話になってくるのかもしれませんが、防災政策関係の情報も含めて目標設定していく必要があると思います。

それから、県有施設で避難所に指定されている施設は、規模はいろいろだと思うのですが、比較的大きな施設が多いと想像しています。その中で、発電設備が整っていない施設が、どの程度あるのか把握できていますか。

○池田エネルギー・土地水資源調整課長 県有施設については、県立学校42校、県立万葉文化館、県立教育研究所の44施設を、市町村が指定避難所に指定しています。そのうち、非常用電源を有する施設は、十津川高等学校、特別支援学校10校及び県立万葉文化館の計12カ所です。県有施設では32カ所が未整備ですが、そのうちの3つの高等学校では、所在する市町村との協定等により、災害時には市町村がポータブル発電機を持ち込むと聞いております。

○樋口委員 持ち込みを協定で結んでいるところを除けば、約30カ所の避難所に発電設備がない状況であると理解しましたが、県の役割として、それらの避難所をどうするのかということと、規模によってはポータブルで大丈夫なのかということも思います。どこにどういう設備を整えていくのかは、防災担当と連携して考えていく必要がありますが、整備するのはエネルギー担当になると思いますので、ポータブル発電機、太陽光など、いろいろな方法論がありますが、どういう設備を整えていくのか、全て公共の負担とする

のか、民間の力をかりることも考えるのか。例えば、屋上を貸して設備を建ててもらい、緊急時にはこちらで使うということも、考え方としてはあると思います。実際に民間が乗れる話なのか、条件が整っているのかといったことは、今後の検証になると思いますが、やり方も含めて考えていただきたいと思います。令和2年度に関しては、今の形で進めていただきたいと思いますが、その先、どこまで県がやるのかは、見定めて進めていく必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

次に、観光局に質問します。

「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要、令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の34ページに、奈良県コンベンションセンター管理・運営事業と、MICE誘致推進事業がありますが、MICE誘致に関しては、推進室を設置して進めていくと伺っているのですけれども、MICE誘致に関しては、会場、エクスカージョン、宿泊、移動手段など、総合的にコーディネートしていくことが必要になってくると思います。県のMICE推進室が一定その役割を担っていくと思うのですけれども、現状、誰がコーディネートを行っているのか、また、MICE推進室設置後はどのようなになるのか、教えていただけますか。

○葛本観光プロモーション課長 間もなく奈良県コンベンションセンターがオープンすることになっております。このセンターがオープンすることによって、これまで誘致できなかった大規模国際会議を開催できることとなります。現在、MICE誘致は、観光プロモーション課と奈良県ビジターズビューローが連携しながら行っていますが、MICE誘致の取り組みの、より一層の強化を進めていきたいと考えているところです。

奈良県コンベンションセンターについては、PFI事業者へ管理・運営を委託します。また、現在、中・小規模の会議を開催してきた奈良春日野国際フォーラム薈については、県で直接運営しています。これらと連携しながら、MICE推進室が一元化して管理していくことで、主催者のニーズに柔軟に対応できる体制を整えていきたいと考えているところです。

MICE誘致に関しては、主にローカルホストをターゲットとした誘致活動と、会議を行う際の現地でのサポーターなど、各種支援活動が重要ですので、今後はMICE推進室を中心に、主に県で誘致活動を、奈良県ビジターズビューローでは開催支援活動を実施し、連携しながら推進していきたいと考えているところです。

○樋口委員 誘致は県の組織、コーディネートは奈良県ビジターズビューローという役割

分担で行っていくということですね。

○葛本観光プロモーション課長 誘致と受け入れは、一体的なものであり、線を引くというのは、なかなかできないのですが、基本的な考えとしては、県が誘致して、奈良県ビズターズビューローが受け入れを行っていくという考えです。

○樋口委員 特にコーディネートしていくときに、当然、民間の宿泊施設、物販店、観光施設などと調整していく必要があり、また、施設等を薦めていくということで、行政側で本当にできるのかという心配がありました。そのことについては、奈良県ビズターズビューローが担っていくという話です。

そのほかに、奈良県コンベンションセンターと奈良春日野国際フォーラム 麓の一体活用の話がありましたが、例えば、会議の誘致については、奈良市内だけでも100年会館や県文化会館など、いろいろな施設があり、それらをフル動員しながら上手に割り振っていくことが必要になってきます。そうすると、それぞれ管理主体が違うので、それらを総合的に案内していく機能が求められてきます。それを県でやっていくのか、奈良県ビズターズビューローが前に出てやっていくのか、どういう仕組みで動かしていくのか心配しているところですが、どのようにしていくのか、お聞かせいただけますか。

○葛本観光プロモーション課長 誘致は、基本的には県で行いますので、新年度に設置するMICE推進室を中心に進めていきますが、会議を奈良県コンベンションセンター、あるいは奈良春日野国際フォーラム 麓に振り分けるのではなく、例えば、一つの会議についても、コンベンションセンターで会議を行い、麓でガーデンパーティーを行うなど、組み合わせながら展開していこうという考えです。

○樋口委員 それはコンベンションセンターと麓だけでものを考えているからそういう話になるのであって、いろいろな規模の会議があつて、それぞれリクエストするものが違っていると思うのです。それぞれのリクエスト、ニーズに合わせて施設を紹介していくことが必要であり、移動手段、距離などを考えてホテルを紹介していくことになるわけですが、MICE推進室が一手に担っていくというのはなかなか難しいので、奈良県ビズターズビューローなどにコーディネートしてもらうことになるかと想像しています。会議室に関しては、どのように取りまとめていくのか、何か考えがあればということで、質問したわけですが、まだ具体的なプランはないのではないかと思います。それらのことについては、これからの検討課題として、上手に資源全体を使いこなしていけるように考えていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

一般的には、行政の中で誘致活動をしていくのもよいですが、どちらかという民間サイドでやったほうがスムーズにいく部分もあると思うのですけれども、あえて行政組織が主体となって誘致を進めていく、メリットとデメリットについては、どのように認識しているのでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 行政が誘致活動をするメリットとして、例えば、政府主催の国際会議などを誘致する際には、一般的に、会議のことが表に出る段階になると会議日程も会議場所も決まっていますが、表に出る前に、水面下で情報をつかむことができるので、メリットがあると考えているところです。

○樋口委員 それならば、政府系の会議に関しては行政が誘致活動を行えばよいですが、その他については、特に行政が行うメリットをあまり感じないわけです。県が全て表に立って行うのか、もしくは、どういうものを県が行って、どういうものを民間に委ねていくのか、県が全部を抱えると大変だと思いますので、仕分けを整理していく中で、上手にやっていただきたいと思います。

もう1点ですが、MICE誘致事業は、どのような目標値を設定しているのでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 日本政府観光局、JNTOの国際会議統計では、50名以上の参加総数かつ日本を含む3居住国・地域以上の参加国数の会議を一般的に国際会議として定義しており、現在、奈良県での国際会議の開催件数は、5年間で平均40件ですので、5年後を目標に80件にふやしていきたいと考えております。

○樋口委員 MICEは国際会議だけではなく、国内でも学術会議などを含めて、いろいろな会議があり、また、スポーツイベントなども含めて考えていけないと思います。MICE推進については、幅広く目標設定をしていると思いますが、回数だけではなく、何人の参加者を想定したイベントなのか、どれだけのお金が落ちるのかといったことも目標設定していく必要があると思います。目標設定は、捉えられる数字は何か、どういう数字を把握しないといけないかといったことも含めて、考えていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

次に、4つ目の質問ですが、ガストロノミーツーリズム推進事業についての質問です。

「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要、令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の45ページです。2022年に世界フォーラムが開催されるということで、現在、その誘致に動いているということですが、ガストロノミーツーリズムの推進に向けて、具体的にどのように取り組みを進めていこうとしているのか、お聞かせいただけますか。

○葛本観光プロモーション課長 ガストロノミーツーリズムとは、「その土地の気候風土が生んだ食材、習慣、伝統、歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の文化に触れることを目的としたツーリズム」と定義されています。

食の魅力向上を観光力の重要な要素として位置づけて、食と農の魅力の創造と発信により、地域の交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげる取り組みを積極的に推進しているところであり、この推進の取り組みの一環として、樋口委員お述べの第8回国連世界観光機関ガストロノミーツーリズム世界フォーラムを誘致しているところです。

○樋口委員 世界フォーラムの誘致に成功して開催する際に、奈良の食文化について、大きく打ち出して発信していくことは、非常に大事ではないかと思うのですが、それに向けた取り組みは、何か考えておられるのでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 奈良の食文化は確かに難しいところがあります。奈良時代に、日本の各地や海外からもいろいろな食材が集まってきて、それが融合して今の日本の食文化の基礎になったとも言われているのですが、とりわけ奈良県は歴史があり、日本初というものが多くありますので、そのようなストーリーと組み合わせながら食文化を発信していきたいと考えているところです。

○樋口委員 どのような歴史があって、何が奈良県発なのかを調査していくのも一つの取り組みですが、それが今の人に受けるのかというと、なかなか疑問もあるところです。全国から集まってくる食材でも、現在、奈良でブランド化を進めている食材でも結構ですが、それを、奈良らしい料理に、どのように仕上げていくのかに関しては、食材の生産者、料理する方々、消費者から、どんどんアイデアを出していただいて、いろいろチャレンジしていただきたい。ぜひ、奈良の食とは何かというイメージをつくっていく動きをしていただきたいと思います。その方法はお任せしますが、いろいろな方に知恵をいただきながら、2022年に発信できるものを準備していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

5つ目からは教育委員会への質問です。

まず、「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要、令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の33ページ、部活指導員配置促進事業についてです。

これは働き方改革の一環として、教師の負担軽減を目的としたものですが、恐らく、それ以上に生徒の部活動の充実のために必要な事業だと思っています。中学校の部活動に関しては、指導者がいない、顧問になってくれる先生が少ない、顧問になっても指導ができ

ないという話を多く聞きます。一方で、高等学校では地域スポーツ人材活用支援事業といったものがあるので、中学校でも外部指導員が非常に求められているのだらうと思います。文化系のこともあるのですが、今、どの部活動に対して、どれだけの人材が不足しているのか、教育委員会では実態をつかんでいますか。

○栢木保健体育課長 部活動指導員については、令和元年度は、8市8町2村の中学校に125名が配置されています、令和2年度は、10市9町3村で170名の配置を予定しています。部活動指導員の不足等については、市町村ごとに個別に対応しており、人材が不足している場合には、県が関係団体と調整しながら紹介しているところです。どの部活動、どの種目の人材が不足しているかについては、県では把握していません。

○樋口委員 まず市町村が確保して、不足しているところを県がフォローしているということですが、部活動指導員を紹介する登録制の人材バンクのような仕組みはできているのでしょうか。

○栢木保健体育課長 現在、県では人材バンク等は持っていませんが、今後、市町村のニーズがふえてきた場合のことも考えて、県スポーツ振興課や県体育協会とも連携しながら、人材バンクの設置も含め、検討していきたいと考えております。

○樋口委員 スポーツ振興系の話だけでしたが、楽器演奏や美術など、いろいろなクラブ活動があり、それぞれに対して指導者のニーズがあると思います。そのようなことも含めて、ぜひマッチングのための基盤整備を進めていただきたいと思います。また、現場へ行っていただく方々ですから、スポーツなどの経験があっても、中学生の指導経験がないことも考えられるので、どこまでの責任を負っていただく必要があるのか、また、気をつけるべきことなど、派遣する方々に対しての研修が必要になってくると思います。ぜひ、その辺も含めて、マッチングの仕組みをつくっていただきたいと思います。

次に、教職員の働き方改革推進事業についての質問です。

午前中に池田委員からも質問がありましたけれども、スクール・サポート・スタッフの配置について伺いたいと思います。現在、どれだけ配置されていて、令和2年度は、どれだけ配置しようとしているのか、確認させてください。

○香河教職員課長 スクール・サポート・スタッフについて、県教育委員会では、教員の業務支援を図ることで、教員が一層、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の一層の充実及び教員の働き方改革を実現するため、公立の小・中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置を促進するための補助事業を、今年度、創

設しました。

今年度は、4市町村で事業を実施し、7つの小・中学校にスクール・サポート・スタッフを導入しております。配置した現場からは、教員の負担軽減に有効との声が届いています。

来年度については、15団体から要望を受けており、事業規模の拡大を予算案の中で提案しています。予算を承認いただければ、取り組みを進める団体を積極的に支援していきたいと考えています。

○樋口委員 将来的に、全ての公立学校に1人ずつ配置することになるのでしょうか。

○香河教職員課長 この事業については、国の補助事業を活用しながら推進しているところです。国の予算は2年連続で増額措置されました。県においても、国の動向と、希望される市町村の動向も踏まえて事業を推進していきたいと思っております。

○樋口委員 一旦、人を1人ふやすと、それを見込んで、いろいろ学校の活動を計画していくと思います。実際にモデル校では、スクール・サポート・スタッフが来たからこういうことをやろうと動いており、国の事業がなくなったからといって引き上げてしまうと、たちまち拡大した部分は行き詰まってしまいます。さらに言えば、働き方改革の一環として、教員が子どもに向き合う時間を拡大していこうという計画は、1人減ると、またもとへ戻ってしまいますが、それでいいのか、非常に疑問に思うわけです。国の補助金がなくなっても、県として、どこまでやり続けるのか、どの規模でやるのか、1人配置できたところと配置できていないところとの差をどうやって埋めていくのか、そのあたりのことを、今から考えておかないといけません。学校活動の充実、働き方改革の目的達成をにらんで、財政負担のこともありますが、県として、考えていただく必要があると思います。現在、モデル事業として実施されていますが、本格的に事業を推進していくには、県全域の学校のことを考える必要があります。そのあたりは中期的な方針を考えて取り組んでいただきたいと思います。

次に、高等学校の耐震化、空調設備の設置、トイレの洋式化についての質問です。

ハード系では三種の神器のように語られていますが、特に耐震化は、おこなわれているということで、令和2年度以降、いつまでに、どれだけのお金をかけて完了するのか、教えてくださいいただけますか。

○中西学校支援課長 県立高等学校の耐震化整備については、県立高等学校適正化実施計画でも示しているとおおり、令和4年度までに完了することとしております。令和元年度時

点で、耐震化未完了の学校・建物は9校21棟です。そのうち、耐震補強工事を行う建物は、奈良朱雀高等学校、生駒高等学校、高田高等学校の3校5棟です。奈良朱雀高等学校と生駒高等学校は令和2年度、高田高等学校については令和3年度に完了する予定です。耐震補強では耐震性を確保できないため、改築、建てかえを行う建物は、郡山高等学校、山辺高等学校、磯城野高等学校、大宇陀高等学校、王寺工業高等学校の5校9棟です。そのうち大宇陀高等学校は令和4年度に完了し、その他の学校は令和3年度に完了する予定です。なお、奈良高等学校については、令和4年4月に、現平城高等学校校地への移転により対応することとしております。

今後の整備費用については、令和2年度から令和4年度までで、予算案に示したとおり、令和2年度で30億2,500万円、令和3年度から令和4年度の債務負担行為として54億900万円で、およそ85億円を予定しています。

○樋口委員 空調設備については、どのようなスケジュールですか。

○中西学校支援課長 空調整備については、耐震整備で改築工事を行う学校については、改築時にあわせて空調設備を整備することになっていきますので、遅くとも令和4年度までには、全ての普通教室に空調設備が設置されることとなります。耐震工事を行わない学校については、令和2年度に完了することになっています。

令和2年度の予算案では、先ほど申し上げた耐震補強工事をしている奈良朱雀高等学校への設置と、これまで整備した学校の空調設備のランニングコスト、育友会で設置していただいた空調設備のランニングコストも含めて、2億円を計上しております。

○樋口委員 非常に大きなお金をかけて耐震化を進めていきますが、令和4年度には完了ということです。空調設備に関しても、耐震化にあわせて令和4年度に完了するということですが、トイレの洋式化は、現在、どこまで進んでいて、いつから手がけていくのでしょうか。

○中西学校支援課長 県教育委員会としては、まず、災害時の避難所として使われる体育館のトイレの洋式化や、身体障害者にも利用いただけるように多目的トイレの改修に取り組んでいるところです。令和2年度までに耐震整備中の学校を除く、県立学校43校中38校で改修を完了する見込みです。

一方、校舎を含めた県立学校全体のトイレの洋式化については、直近の数値がないので、平成28年5月時点の調査ですが、洋式化率が3割程度にとどまっているという状況です。ただし、県立学校のトイレは老朽化も進んでおり、単に洋式化だけではなく、悪臭等の衛

生上の問題を解決するための排水設備の更新など、根本的な対応が必要と考えています。

○樋口委員 全面的に改修を進めていく起点になる年は、いつになるのでしょうか。

○中西学校支援課長 トイレだけではなく、学校の施設全体の老朽化が進んでいます。特に築30年を超える建物が全体の7割程度を占めるなど、県立の学校施設全体の老朽化対策も喫緊の課題だと考えています。

そこで、県教育委員会としては、今後の学校施設に求められる機能・性能を確保するために、維持修繕や更新などにかかるトータルコストの縮減と、予算の平準化を図りながら、学校施設の老朽化対策が一時期に集中することのないように、計画的に進めることが必要だと考えています。そのために、中長期的な整備方針となる長寿命化整備計画を、来年度中に策定したいと考えています。

長寿命化整備計画の策定に当たっては、校舎自体の老朽化対策とあわせて、施設・設備の機能向上についても検討すべきと考えています。洋式化を含めたトイレの老朽化対策についても、長寿命化整備計画の策定過程の中で、しっかりと検討を行っていきたいと考えています。

○樋口委員 トイレの洋式化も急がれる課題ですので、順次、早急に進めていってください。当面は耐震化が一番急がれると思いますので、計画どおり進めていただきたい。また、空調設備に関しても同様に進めるということなので期待しておきます。

次に、ICT教育環境の推進整備について質問します。

ICT教育環境推進事業では、GIGAスクール構想により、令和4年度を目標に、3人に1台の端末を整備していくことになっています。そのため、県としても、高等学校や特別支援学校にお金を投じてICT環境を整備していくわけですが、まさにその時期に耐震化が重なっているため、ICT環境整備に、どれだけお金を投じることができるかということが非常に大事になってくると思いますけれども、令和2年度は、生徒のICT環境整備、機器整備等に、どれぐらいの予算を確保しているのでしょうか。

○深田教育研究所副所長 具体的に幾らかは即答できませんが、ICT環境の整備については、GIGAスクール構想に基づき、令和2年度中に校内の通信ネットワークの整備を進めていきたいと考えているところです。今回、補正予算がついているので、それを活用して進めていきます。

○樋口委員 聞いているところでは、予算要求は5,000万円ほど出したけれども、400万円しか予算がつかなかったということです。先ほど申し上げたように、耐震化とい

う非常に大きな財源を必要とする事業が残っており、そのあおりを受けて、今、一番求められているソフトの部分でおくれをとりそうになっていることが問題ではないかと思えます。両方ともやらないといけないことなので、どのように進めるのか、いろいろ考えていただきたいと思えます。耐震化工事の費用は、3年間で85億円ということで、かなり大きな金額ですので、入札残が出たときに補正予算を組んで、情報化にお金を投入していくよう段取りしていただく必要があると思えます。事業の動向や契約の動向を見ながら対応をお願いしたいと思えます。

最後に、奈良県教育情報化推進事業について質問します。

小・中学校の教員のICTを活用した指導力を高めるための研修に、もっと力を入れてほしいと申し上げてきたわけですが、現在の取り組みと、次年度以降の取り組みを聞かせていただけますか。

○深田教育研究所副所長 教員のICT活用能力を高める取り組みとして、平成27年度からICT活用学びの推進プロジェクトを立ち上げ、ICTの特長を生かした教育を推進するための研究推進校の指定や、リーダーであるエバンジェリスト育成研修を実施しております。また、教職員の実態とニーズに応じた研修を開催したり、学校を訪問して、その学校にあるICT機器で実習を行うなど、教員の資質向上を図っているところです。

さらに、来年度以降、教育の情報化に向け、延べ3,000人の研修講座を開催する予定をしております。また、へき地においては、ウェブでの研修ができる環境を構築するなど、準備を進めているところです。

○樋口委員 3,000人の研修は、どのようなスタイルで開催されますか。

○深田教育研究所副所長 基本的に小・中学校、各校最低1名を指定して、延べ10回程度の研修を教育研究所で行いたいと考えています。

○樋口委員 へき地はウェブでの研修という話がありましたが、参加者が限られる研修なので、講座をインターネットで配信したり、CDで配付するなど、もっと研修の場の活用ができるのではないかと思います。今回の新型コロナウイルス感染症のこともあり、これからは、そういったことも考えて進めていく必要があるのではないのでしょうか。できるだけたくさんの方に受講してもらわないと、教育の情報化は、なかなか広がっていかないと思えます。もちろん、研修に来ていただいて、質疑応答ができる環境の中で学ぶことは必要だと思いますが、研修内容を共有できるように、研修の動画を撮影して配信したり、CD化して配布することで、もっと加速する必要があるのではないかと思います。もちろん

話し手の許可を得てからになるので、どこまでできるのかはわかりませんが、できるだけ加速できるよう取り組みを進めていただきたいと思います。

○亀甲委員 それでは、数点質問させていただきたいと思います。

最初に、私立高等学校の授業料の支援についてです。

代表質問でも質問しましたがけれども、今回、新しい制度が令和2年度から開始されますが、令和元年度と比べて、県が負担する予算額はどのようになるのか、お聞かせください。

○山口教育振興課長 私立高等学校の授業料等支援について、県が負担している部分のみを捉えてお答えすると、令和元年度と比較して約7,400万円の減額となっていますが、授業料等支援については、国の就学支援金制度と県の授業料等軽減補助制度の2階建方式で制度設計しているので、この2つを合わせた予算額で比較すると、令和元年度が26億5,000万円、令和2年度が33億5,000万円で、全体的には約7億円増加している状況です。

○亀甲委員 これは、ほとんど要望ですけれども、高等学校の無償化について、多子世帯から私に要望が来ております。子どもが多い中で、収入に限度額があることに関して、もう少し支援してほしいということです。いろいろな状況があるので、さらに支援ができるのであれば拡充してほしいと思いますが、例えば、多子世帯への支援について、県独自の制度ができないのか、お答えください。

○山口教育振興課長 先ほど、授業料等の支援については、国と県の2階建方式の制度設計で実施していると答弁しましたが、県単独の授業料等軽減補助制度については、中学卒業後に進学を選択をする際に、私立高等学校しか進学を選択肢がない場合に、家庭の経済事情のために進学を諦めることがないように、低所得者層への就学支援という考え方で制度を設計しています。

そのため、令和2年度において、国の就学支援金制度と県単独の授業料等軽減補助制度をあわせた授業料等の支援制度は、一定完成したものと考えていますが、今後も国制度や県内の子育て世帯の所得階層の動向等を注視していきたいと考えています。

○亀甲委員 そういう要望もあることを知っていただきたいと思いますし、質問いたしました。

続いて、城跡等保存活用事業について質問します。

私は、櫃原市・高市郡選挙区選出ですので、国史跡高取城跡の整備方針も含めて、概要をお伺いします。

○名草文化財保存課長 信貴山城、多聞城、沢城、宇陀松山城、郡山城、高取城など、県

には歴史上著名な数多くの中・近世の城館があります。とりわけ高取城は、NHKの日本最強の山城に選ばれました。県では、本年度まで中世城郭の悉皆的調査事業を実施しており、これまで563カ所の中世山城が存在することを確認しております。

平成30年度に改正され、本年度施行された改正文化財保護法では、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組むという枠組みが示されております。本県でも文化財の保存と活用の一体的な施策展開により、公共財である文化財を地域づくりに生かそうとしております。

当事業では、城跡等保存活用検討委員会において、国史跡の高取城跡、県史跡の郡山城跡、町史跡の信貴山城、未指定の多聞城を取り上げて、整備主体、整備方針などを類型化して保存・活用方針を体系化し、令和2年度中に報告をまとめる予定です。

特に亀甲委員お尋ねの高取城については、県が史跡の管理団体となっております。令和元年度に立ち上げた高取城跡保存整備委員会において、高取城跡の保存活用計画の策定を行う予定です。保存活用計画の中では、高取城跡の保存・活用・整備の方針、維持、管理運営等の役割分担を明確化したいと考えております。高取城跡保存整備委員会では、現在、課題となっている石垣、登城路、案内板、トイレなどの便益施設の整備方針についても議論していく予定です。

○亀甲委員 奈良県内には多くの城跡がありますがけれども、高取城跡は、日本三大山城の一つと言われており、特に山頂から麓までの高低差が日本で、本当にたくさんの方が来られるようになりましたが、トイレ、案内板の整備が不十分であり、道に関してもあまりよくない状況で、石垣が崩れそうなところもあります。そのため、県、国、地元高取町が、しっかりと手を合わせて、この城跡を守っていただきたいと思います。さらに、駅も大変古くなってきているので、一連の流れの中でしっかりと整備計画等も踏まえて検討していただくことを要望いたします。

続いて、学校司書の配置について、教育委員会に質問します。

学校司書の配置については、基本的に市町村が行うことはわかっているのですが、現在、全国でも専任の学校司書がふえてきている状況です。学校図書館の果たす役割として、学習センター、情報センター、読書センターの機能を持つといったことを踏まえて、学校図書館図書整備5カ年計画が平成29年に策定されたと思います。その中で、専任の学校司書に関しては、要望がすごく多いのですが、県としては、どのような考えを持っておられるのでしょうか。

○大石学校教育課長 学校司書が学校図書館にいつもいるという環境を整えることは、読書活動を推進する上で、大変意味のあることであると考えております。学校司書が配置されている小・中学校からは、「学校司書による読み聞かせ等により多くの児童が図書館を利用するようになった。児童の本の貸し出し冊数が4年間で3.5倍に増加した。調べ学習を目的に来室する児童生徒が増加した。」などの報告があります。

県教育委員会では、学校司書の配置による効果を紹介するとともに、これまでから市町村教育委員会に対し、学校司書の配置等のための経費として地方財政措置が講じられていることや、その金額等を示した文部科学省からの通知を送付するなど、児童生徒の読書活動を推進してきました。この地方財政措置は、平成29年度から5カ年計画で、小・中学校の1.5校に1名程度の学校司書の配置を想定したものとなっております。

なお、県立学校においては、教職員定数標準法に基づき、12学級以上の学校全てに学校司書を配置しております。また、市町村立小・中学校については、配置は市町村で行うものであるため、学校図書館の担当者、市町村教育委員会の担当者等を対象に、子ども読書活動推進フォーラムを開催し、学校司書の配置による効果を伝えるとともに、その配置を促しているところです。

今後も、学校司書の配置をはじめ、学校図書館の整備、充実を図ることにより、児童生徒の読書活動の充実を進めていきたいと考えております。

○亀甲委員 県としては、前向きに進めていただけたらと思っております。

学校司書を配置している公立小・中学校は、全国平均では約60%ぐらいですが、奈良県は約18%ということです。9月議会で山中議員が学力向上に向けた話をしましたが、吉田教育長が、「上位層の児童の6割以上が読書が好きと答え、1日の読書時間も長い傾向にある。」と答弁されました。また、「対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングを実現する授業の改善、家庭を巻き込んだ読書活動推進を」という話もされており、そのとおりだと思っております。今後、アクティブラーニングを含めて国語力が求められる時代になると思っておりますので、学校司書に関しては、市町村が行う話かもしれませんが、県として、さらに後押ししていただきたいと思っております。事例を調べてみると、学校司書が配置されている学校は、子どもの読書の時間がすごくふえたということでした。また、先生方もいろいろな授業を行わなければいけないということですが、先生の情報収集にも効果があったという声がありましたので、さらに進めていただくよう要望いたします。

続いて、教員バンクの設置についての質問です。

妊娠などにより、急な休職を余儀なくされた場合など、特に小学校における臨時教員の任用が大変だと聞いていますが、現在、県として何か取り組んでいることがあれば教えてください。

○香河教職員課長 教員の産休などに伴う代替教員が不足していることが、全国的な課題となっております。代替教員が不足している原因としては、生徒急増期に採用した多くの教員が定年退職を迎える中、年齢構成の平準化等を図りながら計画的な採用を行っているため、年度当初に多くの臨時講師が必要になっていること、また、大量採用により若手教員がふえたことから、産休、育休を取得する教員が、平成28年度の227人から平成30年度には332人と約100人増加するなど、代替として必要となる臨時講師の数が増加していることなどが挙げられます。

県教育委員会では、これまで臨時講師の希望者をホームページで募集して、事前に登録していただいているところですが、新たにハローワークを通じた求人を行ったり、退職教員の方々にも直接働きかけをするなどの取り組みを行っています。また、教員免許状が休眠状態になっている者に対し、免許の更新を働きかけることにも取り組んでいます。今後も、学校運営に支障を来さないように、必要な教員の確保に全力で取り組んでいきたいと考えております。

○亀甲委員 先ほど樋口委員から部活動の人材バンクの話がありましたが、私もPTA活動をしており、よく校長先生から、「産休で休まれる方がいるけれども、地元の教育委員会で代替教員がなかなか見つからない。県でもなかなか見つからない。学校の先生の知り合いでもなかなか見つからない。亀甲さん、知りませんか。」と言われます。また、代替教員を見つけても免許を更新されておらず休眠中の方がたくさんいると聞いています。代替教員が見つけれず、教頭先生が時間を割いて授業をしているのも目の当たりにしました。

特に小学校は、若い先生が多いので妊娠されることもありますし、人材バンクがあれば、学校も先生方も安心できるのではないかと思いますので、設置に向けて考えられないでしょうか。

○香河教職員課長 臨時講師については、現在も事前に登録していただいております。その中から、地理的な条件などを勘案して配置を考えています。任用については、市町村教育委員会とも連携をとりながら、早急に対応できるように取り組んでいきたいと思っております。

○亀甲委員 いろいろ手は打っていただいているのはよく知っていますが、人材バンクが

あれば、学校も先生たちも本当に安心できると思いますので、さらに進歩できるような体制をつくっていただきたいと思います。

次に、通学路の安全対策についてです。

きのう、樋口委員の質問に対して、交通事故が発生した箇所や、滋賀県大津市の事故と類似する場所などを、令和2年度で対策していくという答弁がありました。

その中で、各学校、幼稚園、保育所の通学通園路、散歩道も含めて、各市町村から地図もつけて危険箇所が挙げられていると思いますが、それを精査して、地元で点検に入るとすると、今後、どのようなスケジュールになるのか、お聞かせください。

○栢木保健体育課長 昨年、滋賀県大津市で散歩中の保育園児が犠牲になるという大変痛ましい事故が発生しました。本県では、通学通園路等の子どもたちが集団で移動する経路について、改めて合同点検を実施しました。具体的には、全ての小学校、中学校、幼稚園、保育園の通学路、お出かけ通路など、集団移動の経路について、各施設ごとに、マップに対策が必要と思われる箇所を落とし込み、県教育委員会で集約しました。そして、集約したマップを道路管理者、警察と共有し、各市町村ごとに合同点検を実施しました。現在、この効果的な対策について、各市町村ごとに検討しており、結果については集約中です。この取り組みを、今年度、来年度と継続して行っていきたいと思っております。

また、ことし2月には、これまでの取り組みを、県と市町村が情報共有するとともに、より効果的に実施していくことを目的に、県の各関係部局と各副市町村長、各市町村教育長が一堂に会し、奈良県通学路等安全対策推進会議を開催しました。

今後も、県と市町村が協働し、交通安全、防犯、防災の3観点による、通学路、通園路の合同点検を継続的に実施するとともに、キッズゾーンを含め、安全な環境整備に努めていきたいと思っております。

なお、キッズゾーンについては、地域公共交通対策等特別委員会で、子育て支援課から報告がありましたが、大津市の現地視察を経て、1月に市町村を対象として設置に係る説明会や、2月の奈良県通学路等安全対策推進会議において、市町村に働きかけを行ったところです。今後も継続して取り組んでいきたいと思っております。

○亀甲委員 これから、いろいろ手を打っていただくということで、キッズゾーンも前向きに進んでいるという話ですので、1日でも早く安心して通園、通学、散歩ができるような体制をつくっていただきたいと思います。

次に、国が進めているGIGAスクール構想についてです。

国の公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金の内定額は、県平均で、各自治体が算出した額の55.7%にとどまっており、奈良県においては54.2%です。県が悪いわけではないのですが、なぜこういうことが起こったのか教えてください。

○深田教育研究所副所長 GIGAスクール構想に係る補助金の内定額が低く、奈良県においては、申請額に対する内定額の割合が100%の市町村は2つありましたが、おおむね厳しい内定額でした。文部科学省によると、各学校設置者から提出された要望額の積算根拠を確認したところ、適切な仕様にに基づき適正に積算されている設置者が多くある一方で、ネットワーク仕様の構成が標準仕様と比較して過剰となっているものや、機器等の数量が過大であったり、単価が割高となっているもの、学校以外の整備費が含まれているなど、要望額が他と比べて高額となっている設置者も多くあったということです。そのため、文部科学省は自治体間での不公平感が生じないように、かつ適正に補助金を執行する観点から、適正に積算されている設置者の見積書等を参考に補助に要する単価を設定し、各設置者の交付内定額を決定したということです。全国一律の基準に基づいた結果、このような査定が行われたということです。

○亀甲委員 なかなか難しい話ですけれども、全国一律の基準というのは国が決めたことかもしれませんが、建物の建て方によっても積算が変わってくると思います。その中で、県としては、約50%の内定率で、今後、子ども1人にパソコン1台という取り組みを行っていかないといけないと思いますが、この現状の中で、そのまま続けてGIGAスクール構想を進めていく予定なのか、見積もりを見直していくのか、どのような方向で考えているのか、お聞かせください。

○深田教育研究所副所長 県立学校においても、中学校、高等学校、特別支援学校、全てで、市町村立の学校と同じように整備を行う予定をしております。その中で、再度、整備内容を見直して、いずれの学校も、ネットワークの整備が令和2年度中に完了できるように努めていきたいと考えています。

○亀甲委員 各市町村の内定額にばらつきがあると思いますが、それに対して県としてアドバイスを考えているのか、聞かせていただきたいと思います。

○深田教育研究所副所長 教育研究所のICT教育係が、市町村のそういった相談にも乗っております。また、文部科学省においても質問の受付窓口を開いています。

○亀甲委員 GIGAスクール構想は、現状、約50%の内定率ということですが、令和2年度の話もありましたけれども、今後について、教育長としてどのように考えているの

か、伺いたいと思います。

また、昨日の予算審査特別委員会で、高等学校中途退学者の支援に関して、ひきこもり対策や居場所づくりを行っているという答弁がありましたが、義務教育の間は、小学校から中学校に進学したときや、中学校から高等学校に進学したときに、不登校のことなど、子供のいろいろな情報が、進学先に行っていると思います。ただ、学校をやめたときには、ほかのところに情報が行きません。子どもが出身校に行って話すこともありますが、出身校に行くことができない子どもが、そのまま引きこもってしまったり、ニートになってしまうこともあり得ます。昨日、高等学校を中途退学した後に、その子どもの情報を共有できる体制をつくれぬのか質問したところ、前向きな答弁をいただきましたが、教育委員会として、中途退学者に係る情報が共有できないのか、お答えください。

○吉田教育長 県教育委員会としては、学校に不適應を示した生徒の転学については、柔軟に対応しています。例えば、十津川高等学校への転学ですが、高校1年時に不適應を示した生徒の転学について、今までより条件を緩和して、十津川高等学校で学べるようにしています。また、転学した場合の情報共有は高等学校内では行っています。それから、生徒が中途退学した際には、必ず中学校に連絡するように今まで指導してきました。

中学校と連携する場合には、情報共有の範囲をどこまで広げるかというのは難しいところですが、少なくとも中学校との情報共有はしっかりすべきだと考えております。

○亀甲委員 この話をしたのは、そういう子どもたちの面倒を見てくれている人と話をする機会があったときに、「情報がなかなか共有できていない。だから、子どもが引きこもったり、次に社会に出るときに不安を感じたりしている。」という話を聞かせてもらったからですが、なかなか難しいところです。

きのうも例として話しましたが、高知県では、中退した後に個人情報県内のサポートステーションに提供する仕組みを構築されております。生徒が県立高等学校を中退した場合、県個人情報保護条例に基づく例外的取り扱いとして、本人の同意がなくても、学校は高知県の生涯学習課を通してサポートステーションに個人情報を伝達し、サポートステーションは学校側に聞き取り調査をしながら本人、保護者に電話連絡などを実施し、本人の意思が確認できればサポートステーションによる就労支援、学習支援が始まるというものです。

学び直しもあり、今後、どうしていくのかも含めて早期に手を打つ。放っておくことにより、ひきこもりになる場合もあるので、教育委員会としては、どのように考えているの

かということもありますが、今後は、さらなる情報共有により、子どもたちが安心して次に向かっていける体制をつくっていただきたいと思います。

○吉田教育長 今までの、子どもたちが適応できるように指導するという考え方から、どのように教育支援をするかという考え方によって変わってきました。来年度、教育研究所に教育支援部をつくりませんが、心の問題も含めて、いろいろな問題により不登校になったり、中途退学になったりする子どもたちに、どのように対応するのか、教育支援部で考えていきたいと思っています。

次に、国のGIGAスクール構想について、今後のことも踏まえて、教育長としてどのように考えているのかということですが、ご承知のように、ICT環境の整備は奈良県全体として非常におくれており、全国で40位台と低迷しています。今回、国からの予算が減りましたが、国は一定の基準で査定したということですので、その基準に基づいて、県も市町村も知恵を出し合い、GIGAスクール構想の実現に向かっていくべきだと考えております。

市町村の教育予算等を見ると、教職員を配置することについては、いろいろと充実した対応をされています。県は、教職員定数標準法に基づき、教職員を配置していますが、市町村は単費で講師を配置するケースが結構あります。司書よりも講師の補充を優先するという対応になっているのが現状ですが、講師を配置するのか、図書館司書を配置すればどうなのか、ICT環境を整備すれば講師を配置すること以上の効果があるのではないかと、そういった効果をしっかり訴えることによって、整備を推進していきたいと思っています。

○亀甲委員 本当に要望が多く、確かにお金がかかることがたくさんあるので、精査していただき、本当によい環境で子どもたちが学習できる体制を、しっかりつくっていただきたいと思っています。

○小泉委員長 審査の途中ではありますが、ここで10分間休憩したいと思います。

14:59分 休憩

15:13分 再開

○小泉委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○山村委員 それでは、教育委員会に質問したいと思います。

最初に、教職員の変形労働時間制の導入についての質問です。

昨年、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部が改正され、1年単位の変形労働時間制が導入されることになりました。今回の

改正をめぐっては、そもそも給特法では4%の教職調整額の支給と引きかえに、労働基準法第37条の割り増し賃金の規定を適用除外して、残業代を支給しないことが、時間外労働を規制する手段を奪うことになり、際限のない長時間勤務を引き起こしているということが問われておりました。しかし、この枠組みには一切手をつけずに改正が強行され、大きな反対の声が上がっておりました。この制度の導入は、恒常的な時間外労働がないということが前提となっています。先ほど池田委員からも質問がありましたが、県では月45時間以上残業している教職員の割合は、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○香河教職員課長 具体的に45時間を超えている教員の割合は、現在、把握しておりません。

○山村委員 2019年12月の文部科学省の調査ですが、小学校で53%、中学校で67%と聞いております。また、全国では精神疾患で休職する教員が2年連続で増加している状況であり、ここ10年では、毎年5,000人ほどが休職している状況が続いているということですが、奈良県の状況はどうでしょうか。

○香河教職員課長 県でも実態調査をしました。職員が朝何時ごろに来て、何時ごろに退庁しているかというアンケート調査ですが、おおむね全国の数字と同様の数字が出ておりますので、特段、奈良県が全国平均と比べて大きく変わっていることはないと思っております。

○山村委員 精神疾患で休職している方についてはいかがでしょうか。

○香河教職員課長 平成30年度は58名です。

○山村委員 このような勤務実態の中で、国からは、変形労働時間制の導入に当たっては、勤務時間管理の徹底、残業の上限は月45時間、年360時間という指針が示されております。それを守らないといけないのですが、現在、県では、職員の勤務時間管理は、どのように行っているのでしょうか。

○香河教職員課長 県立学校については、今年の4月からICカードを使った時間管理を導入しますので、それによって客観的に把握していきたいと考えております。

○山村委員 市町村の状況はつかんでいますか。

○香河教職員課長 各市町村の教育委員会で設置されますが、細かい数字については聞いておりません。

○山村委員 数はわからないけれども、おおむねICカードということになるのですか。

○香河教職員課長 勤務時間については、雇用主が客観的に時間を把握していくことが求められていますので、今後、ＩＣカードやタイムカードといった形で時間管理が進んでいくものと考えております。

○山村委員 その場合に、休憩時間の４５分は、どういう取り扱いになるのですか。

○香河教職員課長 休憩時間については、勤務時間の中で置くことになっており、６時間以上勤務する場合は４５分間設けるよう県の規則で定められているところです。休憩時間を柔軟に設定できるように今回改正されたので、勤務時間の中で、今は全員一斉に休憩時間をとらないといけません。今後は、一斉でなくても取得できるように改めたため、これからは、より柔軟に取得されるものと考えています。

○山村委員 学校現場では、例えば、夕方に家庭訪問をしてそのまま帰る場合など、タイムカードを押さずに帰ることもあります。また、子育てをしている教職員は、午後６時といった早い時間に帰るけれども、自宅に仕事を持ち帰っていて、量もたくさんあると聞いています。そういったことについては、どのように反映されるのですか。

○香河教職員課長 持ち帰り残業については、基本的に、勤務時間の上限を考える中で、勤務時間に含めないとされているところです。持ち帰り残業を推奨することは、あってはならないことですので、持ち帰り残業が発生しないように取り組んでいくことを目指すものです。

○山村委員 持ち帰り残業がないようにできるのであれば、そうしていただきたいのですが、現状において、それをゼロにするのは、とても困難ではないかと私は思っています。そのため、働いた時間を正しく評価していただく、つまり、持ち帰り残業は労働時間の中に含まれるとしなければ、本当の労働者の実態が反映されないと思います。政府の都合で、勤務時間に含めないとされていますが、県としては実態に合ったやり方を考えていかなければならないと思っています。

それから、政府は、変形労働時間制を条例によって導入するとしていますが、そもそも労働時間の変更は、労働基準法の労使対等決定原則に反するというので、労働時間に関するものは労使の協定によって決定しなければならないと思うのですが、どのようにお考えですか。

○香河教職員課長 変形労働時間制については、令和３年４月から施行され、今後、各地方自治体の判断で導入することができるかとされたところですので、各関係団体等の意見も聞かせていただきながら、詳細を国からも情報収集した上で、検討を進めていきたいと考

えています。

○山村委員 検討を進めていくということなので、対応は変わってくるのかと思いますが、組合や労働者との協議の上で、どうするか決定されるということが基本でなくてはならないと思いますので、お願いしたいと思います。

根本的な解決には、現場の教職員の超多忙な、残業せざるを得ない、持ち帰り残業をやらなくてはならない実態を解決することが不可欠であり、労働時間を短くすることが、変形労働時間制導入の背景にあるはずですが、これを解消するためには、圧倒的に不足している教職員の定数をふやしていくことが不可欠だと思うのですが、いかがお考えですか。

○香河教職員課長 変形労働時間制を導入するに当たっては、当然、業務改善が必要になってくると考えています。

現在、学校における働き方改革推進プランの策定に向けて準備をしています。この中で、業務改善に向けて、県として取り組んでいく内容についても示していきたいと考えています。

また、教職員の定数改善についてですが、国でも、小学校の専科教員の加配など、一定の改善を進められているところですので、国の改善計画を見ながら考えていきたいと思えます。

○山村委員 多忙の原因になっている整理できる業務や削減できる業務を、きちんと削減していただきながら、根本的には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の残業手当が出ないという問題を改め、教職員もふやしていくことが長期的には必要なことであると思っておりますので、教職員の立場に立って県も考えていただくよう、お願いしておきたいと思えます。

次に、県立高等学校適正化実施計画が行われるもとの、高校入試が実施されました。きょう発表ということで、まだ試験結果は公表されていないと思えます。

一般選抜の出願状況の資料を見ると、1倍を超えている学校は普通科ばかりとなっています。奈良朱雀高等学校の情報ビジネス科は、募集人員が1名のところ受検者数が2名ということで、2倍になっていますが、それ以外は、高田高等学校、郡山高等学校、畝傍高等学校、奈良高等学校、法隆寺国際高等学校ですが、特に市立一条高等学校に応募が集中しており、専門コースはいずれも1倍を下回っています。新たに開校した国際高等学校は、0.54倍ということです。このような状況を見ただけでも、出願状況に偏りがあるという感じがするのですが、どのように思われているのか、伺いたいと思えます。

○熊谷教育政策推進課長 山村委員お述べのように、一般選抜において、普通科と専門学科で応募状況にばらつきがあることは認識しています。今回の出願状況については、現在、入学者選抜が進行中であることから、2次募集を含め、全ての選抜が終了した後に分析を行いたいと考えています。その際、中学校等からの聞き取りを丁寧に行いつつ、普通科と専門学科での応募状況等についても検討し、確認していきたいと考えています。

○山村委員 分析はもちろんこれからだと思いますが、やはり普通科への進学希望が多いです。県が進めてきた、普通科高等学校を減らして、特色化を進める高校再編のあり方に、県民から強い反対や反発がありました。子どもたちの選択の幅が減って、一部の学校へ出願が集中することが懸念されていましたが、結果は、懸念のとおりとなったのではないかと思います。そのため、分析をしっかりと行って、今後の高校再編についても見直していくべきだと思います。

また、国際高等学校のあり方については、なぜ応募がこれほど少なくなったのか、考えていかななくてはならないと思っています。これは私の意見です。分析はこれからですが、吉田教育長、感想などをお持ちであれば、おっしゃってください。

○吉田教育長 普通科の一般選抜に関しては、私立学校を先に受験して、併願校として合格した上で一般選抜を受けにきますが、私立学校には、専門学科があまりありませんので、今回、新しい学校ができた中で、専門学科を第1志望として受験することに、中学校の進路指導において、ちゅうちょした面もあるのではないかと思います。高等学校の生徒数が半減している中で、専門学科への理解不足も確かにあるのではないかと思います。普通科志向というものは、40年かかってでき上がっています。今後、検証しますけれども、やはり10年スパンで見えていただきたいと思っています。10年ごとに学習指導要領が変わるので、県立高等学校適正化実施計画は、10年スパンで考えながら、見直しを進めています。

なお、国際高等学校の特色選抜は定員割れをしていません。留学生を受け入れる際には、ホームステイなどがありますので、特色選抜では、2クラスに5人程度の留学生を受け入れることを計画していたわけですが、どんどん留学生の数がふえる状況も考えられます。

今後、募集人員等、いろいろな角度からしっかり検討していきたいと思います。

○山村委員 中学校の先生方も進路指導でちゅうちょした面があったとのことですが、どういったことが起こっていたのかは、きちんとした分析、調査が必要だと私も思います。吉田教育長は、今の学校のあり方は40年かかってつくられてきたとおっしゃいました。県

では10年ごとに適正化を行っており、10年スパンで見てほしいということですが、10年前に行って、10年たった結果が、今回の状況ですので、10年の取り組み結果が反映されていると私たちは感じています。そういったことも含めて、保護者、学校現場の方々、子どもたちの思いを聞いていただきたいと思います。

次の質問ですが、来年度、特別支援学校の生徒数が増加する見込みであると聞いているのですけれども、教職員は減少するという事です。直接、先生から私に要望があり、生徒の実態に見合った教職員の配置をしてほしいとのことですが、いかがでしょうか。

○香河教職員課長 特別支援学校の生徒数については、私どもが把握している範囲では、来年度の生徒数は減少すると見込んでいます。学級数も減少すると見込んでいますので、学級数に見合った教職員定数を算定し、来年度の教職員定数は、今年度に比べて17名の減となっています。

○山村委員 わかりました。生徒数が減って、学級も減少が見込まれるため、全体としては、先生が減ってしまう結果になるということですね。

ただ、先生がおっしゃっていたのは、重度、軽度といろいろな子どもがいますが、つきっきりでないといけない状況の子どももいるので、実態に見合った配置をしていただかないと、大変困難な状況になるということです。実態をよく見ていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

今回、全校一斉休校の措置がとられました。突然、安倍首相の号令で始まって、何の準備もなしに、科学的な根拠の説明もなく進められたことから、現場のほうは大混乱となっており、先生方からは、怒りの声をたくさん聞いています。子どもの居場所や学ぶ場所の確保、働く保護者の休業など、今、問題がいろいろ出てきているわけですが、特に学校現場では、子どもたちの将来にかかわる進路決定や、一生の思い出になる行事のこともあり、そのような中で、混乱が生じていることが、非常にいろいろな問題を引き起こしているのではないかと、先生が思いを語られました。

各学校では、教室の解放、家庭訪問、学童保育への協力などをされており、現場では本当に懸命な努力をいただいていると思っています。

養護学校に通う子どもを持つ親御さんから、奈良県では学校を開放していただいたので学校で預かってもらえるようになったと聞いていますが、スクールバスがなく、送り迎えは難しいという方もいました。施設などを利用できる方はいいのですが、施設を利用できないと、ずっと親御さんが交代で子どもを見ないといけなくなり、本当に大変で疲弊して

いると聞いています。また、いろいろ思っている、声を出さない家庭もたくさんあるとおっしゃっていました。スクールバスは委託していますが、その委託先の方が、急に仕事がなくなって、大変厳しい状況になっているという話も聞きました。

いろいろと現場で努力していただいていることはよくわかるのですが、大変困難な障害などを持っているお子さんについては、よりきめ細かい対応について、聞き取りも含めて、充実していただくよう、お願いしたいと思います。

卒業式があり、3学期末を迎えますが、このまま休校を続けていくのか、いつまで休みが続いていくのか、いろいろと不安の声を聞いています。他府県等の話を聞くと、子どもたちに、学年末のけじめをつけてもらって、新しい学年に向かう心の準備をしてもらうために、終業式を行うことを選択されたところもあると聞いています。県下でも、小学校では終業式を行うところもあるそうです。

新型コロナウイルス感染症の状況は予測できない面もあり、絶対に安全と声高に言える状況ではないことは、よくわかっているのですが、今までの情報を見ると、子どもは、かかりにくく、重症化しにくいということで、予防対策も、かなりはつきりしてきている状況です。学校は、もともと安全装置がある場所だと思います。保健室があり養護の先生がいて、先生方の目も行き届いています。教室も使いようで、分けて使うこともできます。勉強に行けず、家に一日中いて、ストレスでいっぱいになっている、子どもの心の追い詰められた状態を考えても、今後の対応について判断が要ると思うのですが、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○吉田教育長 県立学校では、3月20日までが臨時休業で、21日から春期休業となります。3月19日に予定されている、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を受けて、恐らく文部科学省から通知が出るだろうと認識しています。

そのため、当面、3月23日か24日までは、臨時休業と同じように教育活動をしていただき、その後、23日に校長会の会長等と緊急の会議を行って方針を決定し、23日に公表するとともに、地方教育委員会に通知していくというのが、現時点での考えです。

○山村委員 わかりました。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が、どういう判断されるかということも、もちろんあると思います。

もう1点お聞きしますが、学校休業により、子どもたちが授業を受けることができない期間について、お母さん方からは、子どもの教育を受ける権利を守るという立場で、どのようにしてもらえるのかという声があるのですが、どのようにお考えですか。

○大石学校教育課長 今回の臨時休業は、何よりも子どもたちの健康と安全を第一に考えてとられた措置ですので、新型コロナウイルス感染症が、ある程度おさまってきましたら、次に、学校の学びをどうしていくのかという話題が出てくるだろうと思っています。

山村委員がおっしゃったように、保護者の思いもあるので、各学校では、市町村も含めて、さまざまな対応をさせていただいているところです。例えば、学校ではプリントを学年別に置いて、それを順次持って帰って勉強したり、質問ができるようにしているところもあります。また、県立学校であれば、課題を郵送して教員とやりとりを行ったり、YouTubeを使った授業などの取り組みも行っています。学校を再開できたときに、どれくらいのおくれが生じているかは、休業期間にもよりますので、確認しながら次のことを考えていきたいと思っています。

○山村委員 努力していただいていることは、よくわかっていますので、もちろん感謝していますけれども、親の思いもありますので、よく見きわめてやっていただきたいと思います。

次に、文化財の保存と活用についてお伺いします。

このたび文化財保護法が改正され、文化財の保存と活用について、県の大綱が策定されることになりました。この中で、未指定の文化財についても、しっかりと位置づけられていると私は感じています。これまでは、未指定の文化財というのは、指定がなかったら文化財ではないという扱いで、何も手当されることなく朽ちてしまったり、災害に遭っても指定されたものは一生懸命に守るけれども、そうでないものは、なくなってしまうというもので、長い間、そのように取り扱われていたと思います。そういったことから、未指定の文化財について、位置づけて、これからどのように守っていくのかということは、非常に関心の高いところですが、県の考えをお聞きしたいと思います。

○名草文化財保存課長 文化財は一度壊れたら永遠に失われてしまうため、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識のもとに、適切に取り扱いがなされることが必要と考えます。そのような意味では、指定、未指定の違いはなく、地域にとってはいずれも大切なものと考えています。

現在、過疎化、少子高齢化という社会状況の中、その変化を背景に、各地域の貴重な文化財の滅失、散逸等の防止が喫緊の課題となっており、未指定を含めた有形・無形の文化財を地域のまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで、文化財の保存と活用に取り組んでいく体制づくりを整備することが必要と認識しています。

文化財保護法の改正の背景にも、このことがあると考えます。

今後も引き続き、地域の活性化につながる文化財の保存と活用の取り組みを、積極的に推進していきます。

○山村委員 指定、未指定にかかわらず、地域の大切な財産として守っていききたいということです。

文化財を守る前提として、その価値を調査、判断するためには、市町村にも文化財専門職員が必要だと思うのですが、県全体を見ても、文化財専門職員がいる市町村は、それほど多くありません。全く専門家がないところが14市町村あり、埋蔵文化財以外の専門家がない市町村もありますけれども、文化財専門職員の育成は、とても大事な課題であると思いますが、どうでしょうか。

○名草文化財保存課長 文化財の適切な保存と活用の推進については、所有者や地域住民等の理解、協力が不可欠であるとともに、専門的な知見を有する職員や学芸員等による指導、助言などの、各自治体の文化財担当部局の果たす役割が極めて重要と認識しています。

一口に文化財専門職員と言っても、建造物や美術・工芸品、古文書・歴史資料、民俗、史跡・名勝・記念物、埋蔵文化財というように専門分野が分かれています。山村委員お述べのとおり、残念ながら文化財の専門職が1人もいない自治体も複数あるというのが現実です。これまで市町村において、文化財に関する専門知識や技術、経験が求められる場合には、県の各分野の専門職員が、相談や助言を行い、対応してきたところです。

今後も引き続き、市町村に対して相談、助言を行うとともに、機会があるごとに文化財専門職員の果たす役割の重要性を周知し、市町村での専門的人材の確保、育成につなげていきたいと考えています。

○山村委員 人材育成や、文化財の保存と活用のために、いろいろな取り組みをしようとするれば、非常にお金がかかるため、思い切った予算の配分も必要ではないかと思えます。そのあたりでの県の役割も大きいのではないかと思います。いかがお考えですか。

○名草文化財保存課長 文化財の保護には相当な費用がかかります。県としては、文化財保存事業費補助金として、国または県指定の文化財の保存、修理、買収等にかかる経費に対する補助を行っています。補助制度は有形や無形などの種類や、修理や公有化などの内容によって補助率が異なります。例えば、有形文化財の修理であれば、国庫補助が50%から85%、県の随伴補助が3%から5%で、所有者の負担は10%から47%となっています。これに市町村の随伴補助があれば、所有者の負担がさらに減ることになります。

文化財保存事業費補助金は、毎年、所要額を平準化して計上しており、次年度も今年度並みの県費補助金を計上しているところです。

今後も引き続き、所有者や地域住民の理解、協力を得ながら、補助金等を活用し、文化財の適切な保存を積極的に推進していきます。

○山村委員 力を入れていただきたいと思います。

今回の文化財保護法の改正に当たっては、政府は観光立国ということを掲げて、文化財の観光資源化を非常に重視していると受けとめています。よいものをたくさんの方に見ていただくことは、反対ではありませんが、活用できるもの、お金になるものだけに光が当たって、そうでないものは放置されることになってはいけないと思いますので、県としても、きちんとした位置づけに基づいて、広く対応していただくことが大事だと思います。

費用の問題についても、現状、国も県も、国営飛鳥歴史公園、国営平城宮跡歴史公園といったところに、突出した多額の予算がつけられていると感じています。そこが奈良観光のゲートウエーという位置づけになっているので、そうなっていると思いますが、奈良県全体を見れば、埋もれているものもたくさんあり、もっと調査してほしい重要な遺跡でも、調査がなかなか前を向いて進んでいないところもあります。そういうことも含めて、全体的にバランスのとれたやり方を考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○名草文化財保存課長 文化財については調査が大切と認識しています。現在、中世城郭調査、近世後期社寺調査を実施しています。

また、地域のコミュニティーにおいて、地域住民の参画した調査というのも考えられると思いますが、どのように文化財を使った地域づくりを行っていくのか、今後、大綱などで整理していきたいと思います。

○山村委員 今後、大綱できちんと位置づけられることを望んでいます。

次に、特別史跡平城宮跡の保存管理について伺います。

平城宮跡の現状について、大変憂うべきことがあります。世界遺産に認定されたときに、宮跡内に新たな現代的建物は建てないということで、研究・検証し復原された建物を整備していく方針が立てられており、それに基づいて大極殿院が建てられていると理解しています。ところが、大極殿院の工事現場のそばに、コンクリート製の近代的建物が建てられ始めました。公園事務所に聞くと、現在、工事中の大極殿院の南門のための管理棟だと返事がありました。私は、「どうして、突然こういうものを建てるのか、あの場所には大極殿院があり、シンボルゾーンと言われている宮跡の中でも一番大事な部分であり、そこに

このような何の配慮もない現代的なものを建てることは理解できない。これでいいのか。」と国土交通省にも聞きましたが、「管理棟ですのでご理解願います。」という冷たい返事がありました。

なし崩し的に、約束事を破って、景観を壊していったのかと思うのですが、県において、どのような議論が行われていたのか、お聞きしたいと思います。

○名草文化財保存課長 特別史跡平城宮跡の土地所有者は文化庁であり、全般的な管理を行い、国土交通省が国営公園事業として整備を行っています。また、奈良文化財研究所が発掘調査や研究を行い、奈良県は、史跡隣接地のゲートウエーの整備を行っています。

国土交通省、文化庁、奈良文化財研究所、奈良市、奈良県の5者による平城宮跡保存・活用連絡協議会を設け、保存管理及び活用についての協議の場としています。

文化庁が平成20年5月に、特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画を、国土交通省が平成20年12月に、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域基本計画を定めており、これらが今後20年を想定した実質的な保存活用計画の役割を果たしているところで

す。今後、整備が完了した施設の管理主体や役割分担の協議が進むことを踏まえ、保存活用計画についても5者会議の中で検討していくことが望ましいと考えます。国土交通省、文化庁、奈良文化財研究所、奈良市、奈良県という各関係機関がそれぞれ責任を持ちながら、特別史跡平城宮跡を一体的に保存・管理・活用に当たることが実効性がある方法であると考えています。

また、山村委員お述べの管理棟については、文化庁から現状変更許可が出たものであり、適正なものと考えます。

○山村委員 平成20年に文化庁が、特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画をつくられており、どのような保存管理が必要なのかが書かれているわけですが、先ほどの答弁では、国土交通省、文化庁、奈良文化財研究所、奈良市、奈良県の5者で相談して決めていくことになっています。私は、文化庁が現状変更を許可したからそれでいいという問題ではないと思うのです。そういうことが、1回ではなく2回も起こっているにもかかわらず、そのまま見過ごしていて、それで5者が、それぞれの役割を果たしていると言えるのが問われていると思います。

特に、この特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画の中では、奈良県が保存管理計画を策定する保存管理の責任者と言われているわけです。そのため、県として、どのよう

なことが起こっているのかを把握し、それに対してきちんと意見を言うことが必要ではないかと思います。建物の問題についても、きちんとした協議がなければいけないと思うのですが、そういう協議はあったのでしょうか。

それから、協議の中で保存管理計画をつくるとおっしゃいましたが、計画ができるまでは、文化庁等の計画が指針になっていると思うのですけれども、奈良県が管理団体として保存管理計画を策定することが急務となっているとまで書かれているにもかかわらず、平成20年から今まで、これだけの長い期間、計画がつくられていないのはどういう理由なのか、全く理解できないのですが、理由を教えてください。

○名草文化財保存課長 保存管理計画の協議があったのか、いまだに定められていないのは何故かというご質問だと思います。協議があったかに関しては、文化庁が平成20年5月に定めた、特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画、国土交通省が平成20年12月に定めた、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域基本計画、これらが今後20年を想定した実質的な保存活用計画の役割を果たしているものと認識しています。5者会議において検討していくことが望ましいと考えていますので、時期が来れば、しっかりと協議していきたいと思います。

○山村委員 それでは、協議はないと解したらいいわけですか。そして、今後、必要であれば検討するかもしれないという話に聞こえましたが、そういうことなのですか。

○名草文化財保存課長 協議が調べばするということかという質問だと思いますが、検討する場というものはあります。

○山村委員 すごく歯切れが悪いと思います。なぜこういうことになっているのかが全然わからない。

先ほどの答弁で名草文化財保存課長は、「文化財というものはすごく大事で、一旦壊れてしまったら取り返しがつかない。だから力を入れて守っていきます。」とおっしゃっていたのに、「文化庁が言っているから大丈夫です。」と、こちらの話になったらトーンダウンしていて、釈然としませんので、知事に聞きたいと思います。

次に、水道の広域化について伺います。先ほど池田委員からも質問がありましたので、重複は避けて質問したいと思います。

協議会の設置、また、法定協議会の設置はいつごろになるのか、お聞きしたいと思います。

○西岡水道局業務課長 協議会の構成メンバーは各市町村長が想定されることから、協議

会の設置時期については、一定の合意形成が図られた時期、すなわち覚書締結後が望ましいと考えており、令和2年度末を目指して、現在、協議を行っている覚書締結後の設置に向けて調整したいと考えています。

また、市町村議会の議決が必要な法定協議会にするか、あるいは任意協議会にするかは、今後、市町村と協議を行っていく必要がありますが、県水道局としては、先例の香川県と同じように、まず任意の協議会を立ち上げて、適切な時期に法定協議会に移行するスケジュールで調整したいと考えています。

○山村委員 それでは、令和2年度以後ということですね。

先ほど、協議に参加している市町村からの意見を紹介されましたが、その中で、協議の前提となるシミュレーションの話がありました。一体化した場合、どれだけメリットがあるのかわかるようにするシミュレーションだと思うのですが、「シミュレーションの前段として、各事業間で資産とか経営状態に違いがあります。ですから、公平性を担保してほしい。」という意見があり、もったもなことだと思います。たくさん財産があるところ、赤字があるところなど、いろいろ違いがあるわけですから、公平になるよう考えていかないと、シミュレーションをしても意味がないと思うのですが、現在、どのような協議をしているのか、伺いたいと思います。

○西岡水道局業務課長 一体化に向けた取り組みについては、先ほど池田委員の質問にもお答えしましたが、県域水道一体化検討会において、県水道局と市町村上水道事業担当部局が協働で検討を進めています。また、具体的な作業は、県域水道一体化検討会のもとに設けたワーキンググループ会議で、市町村職員がグループリーダーとなって、意見の集約、資料の作成を行っています。

具体的な取り組みとしては、山村委員お述べのとおり、市町村が単独で水道事業を続けた場合と、施設の共同化により投資を抑制し、国の交付金を活用して一体化した場合について、効果を検証する作業を行っています。また、一体化後の組織体制や業務・財政運営などのあり方について、基本方針として取りまとめる作業を行っています。

各事業体によって、資産及び経営状況に違いがあることについても、市町村から一定の是正の方向性が必要だと意見をいただいております。その件についても、基本方針の中で方向性を示したいと考えています。これらの作業内容は、今年度に、一旦たたき台として取りまとめる予定です。

○山村委員 一体化によって、よくなるのか悪くなるのかを判断するときに、もともと不

公平であれば公平な判断ができないと思うので、シミュレーションそのものに、公平性の担保の観点盛り込まれているのか、お聞きしているのですが、いかがでしょうか。

○西岡水道局業務課長 今年度、行っているシミュレーションは、一体化の効果を検証するため一律の条件で行っています。不公平感を是正するために、どのように財政措置や、経営方法をとっていかについては、簡単には皆さんの合意が得られないと考えられるので、まず方針を協議して基本方針に盛り込んで、統合までの間に方法を検討していきたいと考えています。

○山村委員 今の答弁では、奈良市などは納得できるのか疑問に思います。シミュレーションを行うと、効果がこれだけあるということが明らかになりますが、その前提が公平になっておらず、結果だけがひとり歩きしてしまい、実際は違っていたということになると、大変な問題ですので、よく詰めていっていただきたいと思います。協議するという事ですので、そこのところを、きちんとやっていただきたいと思います。

奈良県の場合は、上水道と簡易水道を分けるということですが、全国的には、全県的な広域化というのは、なかなか進まない状況であると聞いています。香川県は進めていますけれども、地理的に狭い範囲であり、条件の違いがあると思うのです。そのような中で、私は広域化は全く要らないとは思っていません。当然、小さいところや、もっと困っているところもあるので、部分的に広域化を進めていくというやり方はないかと思っています。簡易水道を除く、全県的な広域化にこだわっていくのか、考えを伺いたいと思います。

○西岡水道局業務課長 奈良県の場合、奈良盆地においては、かなりの範囲で奈良県が用水供給を行っているという特殊な状況があります。そのために、県下一律で統合してこうという構想が生まれています。県としては、スケールメリットを生かすため、なるべく多くの市町村に参加していただきたいと考えており、現在、合意形成を図っているところです。

○山村委員 県営水道の水があり余っているという事情があるのはよくわかりますけれども、県営水道でなくても、自前の浄水場があって、水がたくさんあるところもあるわけですので、一律にはいかないのではないかと考えています。

香川県に行って、奈良県と同じように事業統合というやり方で、水道広域化を全国で初めて進めてきた話を伺いましたが、条件が全然違います。水が少ない香川県と水があり余っている奈良県、全国で一番面積が狭い香川県と地形的にも広い奈良県ということで、全

然違っています。香川県においては、平成30年に組織統合して、広域水道企業団を設立しました。その時点では17箇所の水道局がありましたが、少しずつまとめていって、6つのブロックにまとめたということです。財政については、令和9年度までは、それぞれの事業体で区分経理を行って、内部留保金、企業債残高を平準化と言われていました。この際に、水道料金が、10%を超える料金改定に絶対ならないように、一般会計からの繰り入れについて、市町村ごとに取り組んでいくとおっしゃっており、住民の水という意識が非常に高い気がしました。もちろん奈良県も県民に安全で安心な水を供給していることはよくわかっていますが、何が何でも統合ということではなく、実態に合った統合を目指していろいろ工夫されていると感じました。奈良県でも、市町村はそれぞれ温度差があります。それぞれが、本当によい水のために頑張っているのです、そういうよいところを生かしていけるあり方を、追求して行ってほしいと思っています。今の状況の中で、最善を尽くしていくようお願いしたいと思います。必ず統合ありきというやり方ではないということを求めておきたいと思っています。

○岩田委員 山下地域振興部長に、要望と質問をいたします。

奈良県を国内外にPRするのに、奈良の歴史文化資源をフォーラムや展示会という手法でアピールすることは大変よいことですが、その際、あわせて奈良の中小企業事業者の物販を、県として積極的に応援することも大変重要だと思うわけです。

一昨年は、パリで春日若宮おん祭が行われました。ギメ東洋美術館で仏像展示も行われて大変盛況でしたが、そのときに奈良の物産展が開かれました。

昨年は、大英博物館でも仏像などの展示が催されましたが、そのときも物産展が開かれました。

また、昨年暮れには、外務省の飯倉別館で、外務省と奈良県の共催で奈良県の物産展を実施され、そのことは大変よいことだと思いますが、そのときの効果がどの程度あったのか、お尋ねしたいと思います。

○山下地域振興部長 地域振興部が担当するパリとロンドンでの海外の仏像展示の展開については、パリでは、春日若宮おん祭を、アクリマタシオン公園で行ったときにも物産展を実施しております。それから、イギリスでは、ロンドン市内のスイギャラリーという民間の店舗で、奈良の物産展を実施しました。

パリとロンドンに出展いただいた県内の中小企業は、ほぼ同一であり、20弱の事業者に参加していただきました。その中には、例えば茶せんや蚊帳のショールといった奈良ら

しいものや、5本指ソックスやカラー筆といった新たな取り組みをしているものもありました。

効果としては、実際に現地に行って販売していただきましたが、定量的に売り上げがどれだけになったかは、まだ補足はできていないのですけれども、事業者のモチベーションを高める効果があったと思います。

また、地域振興部にとっても、イベントと物販を一体的に展開することにより、歴史文化資源を売りに奈良の存在感をアピールする際、奈良を丸ごとアピールできる効果があると思いますので、実際に物販に参加していただく事業者にとっても、イベント主催者である県にとっても効果があったと考えています。

○岩田委員 私はパリ、ロンドン、飯倉別館にも行きましたが、いつも思うのですけれども、よく奈良と比較される京都は、皆さんご存じの大企業、京セラ、任天堂、島津製作所、村田製作所、ワコールといった大企業が、下請となる中小企業を事あるごとに引っ張っているように思うわけですが、奈良県は、笑い話で、一番大きな企業は南都銀行というぐらいに、これといった企業がないわけです。そのため、お金はかかりますけれども、県の中小企業を引っ張っていくには、先ほど山下地域振興部長がおっしゃったように、奈良県が仏像など、いろいろな歴史文化資源の展示をするときに、今後も同じように続けていっていただくよう、要望しておきたいと思います。

また、ことしの初め、東京国立博物館で、特別展「出雲と大和」が、1月15日から3月8日まで開催されるということで、14日のオープニングに参加しましたが、大変な人が多かったのでびっくりしました。天理市のものが3点展示されており、石上神宮の七支刀、黒塚古墳の三角縁神獸鏡が33枚ですが、33枚を一度に見たのは初めてでした。また、今年度は記紀・万葉プロジェクトの最終年度ですが、天理参考館の、日本書紀の写本の一番古いものが展示されていたので、私は本当に感激しました。物すごく盛況だと聞いておりましたが、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響で2月26日までしか開催できなかったのですけれども、最終年度ですので、そういう催しを、続けていろいろ考えていただきたい。

それから、先ほど小村委員も言いましたが、特に来年は、聖徳太子没後1,400年ということで、やはり日本最古の木造建築物である法隆寺について、いろいろな形で企画していただくことを強く要望したいのですが、今、観光局、地域振興部で何か考えていることがあれば、教えていただけますか。

○山下地域振興部長 先ほど小村委員の質問に対して担当課長が申し上げましたが、聖徳太子関係にスポットを当ててやっていくということで、令和2年度には、導入という形で予算案を計上しており、フォーラムなどにより、周知をしっかりと進めていきたいと考えています。

それ以降については、令和2年度に、私どもが責任を持って盛り上げていって、その盛り上がりを見きわめて、どのような事業が一番ふさわしいのかということ、しっかり考えていきたいと思っています。

○小泉委員長 ほかに質疑がなければ、これをもちまして、地域振興部、観光局、水道局、教育委員会の審査を終わります。

総括審査で質問されたい方は、阪口委員、山村委員ですね。

明、3月18日水曜日は、午前10時より、県土マネジメント部、まちづくり推進局の審査を行います。

それでは、これで本日の会議を終わります。